

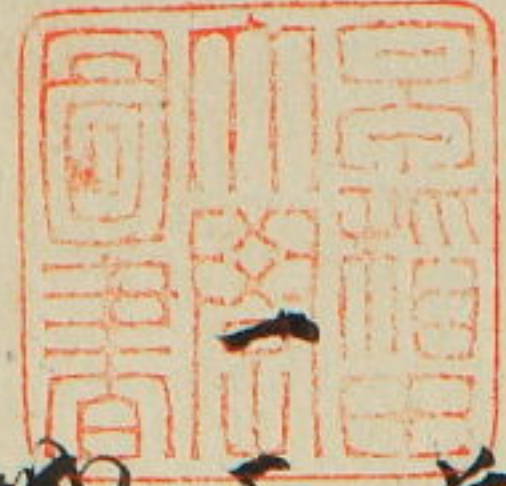


落穂集

前編
自四至六



落穂集卷之四



一 天正十四年正月秀吉卿織田信雅羽柴勝雅と大坂
 城中へ招き寄りて之を申す。家康の上流の義と
 我等親しく之をたす。今其天正之末有。家康の方へ
 我等姉と嫁せしめ。嫁者も成て心おしく入魂可致と仰ん
 召共方如何れを信雅卿の計ひに任せ置ん。有之。秀吉
 卿の頼身御し。下総守と其親侯松へ可治。越と有之。
 勝雅と嫁とて先右田の城を去。酒井左衛門尉と内侯と
 とけ。而人同道とて。侯松へ召り。下総守。外高。致し。
 忠次登城し。而勝雅と逢ふ。小依し。而老中との而相談の
 上一段。就との親相定り。下総守。致し。而婚儀と
 中。而大坂へ召り。信雅勝雅。而人城へより。秀吉卿へ



其級とすべし珠の介する悦喜として勝雅とある小賞
其法は如何とあり

一四年二月下旬北条氏直領分の境目始て見合ふに巡り
はり有親又民政も同道の中其間有るは月 家康より
民政方へは作越ハ隣國に在るあり終よ不掛亦同も珠
法の印りの珠更近年ハ亦細者成りハ在氏直も未討向
不中ハ今度幸の致ともはる何方に於て成た向法下中と
有る趣とハ作越ハは民政より西長は中ハは作下廻
此方ともも身より移るゆ寄は有るあるは度幸の打柄
よて有るはハ本願川と満て可掛亦同よの級之依く
家康より重てハ作遣作ハ本願川と満てこの討顔に
有るはハ是る隣國會盟の取扱ひも同宗の致ハハ亦

級者ハ是成ハせんも相立不中ハ他の間ハも如何ハハハ我等
之持ハ者として討向可中ハ旅館の致ともハハ亦此之向
我ハ必中信用の中ハ作遣其節酒井是為討顔移ハ法合
せくとも亦城も於て右の子と用とあるハハ亦其法亦側
向を以ては中よハ民政ハ亦討顔の致ハ作遣は川と
滿野合も於て可掛亦同の中ハ成るハけたり我とは中
級ハ其通りとも成るハハハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中
この亦討向も有るハハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中
語下の級ハ世間も於ては亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中
亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中
我をハ其後中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中
其後遣ハハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中ハ亦中

尚も有るに河封鎖の口限も相控り 家康公の御目より
江津の城へ沙越蔵成望の三嶋より入氏政氏直又ふも
沙越向相所沙越蔵成望の御所小津邊と云るに
北第家より御見送の使者と相思へ沙越の御所は其の
相所也へと連奉る也と有御所小津向へ出上り山前紀伊
守と相病有るに其方を我も是と云城は存早也より
解り也と作有るに紀伊守兼り社長八津道中津城様
克駿府人沙越城蔵成望と御見送り上り相と云氏政氏直
御所内なる我もは八津佐下上り沙越侍へあれと見
り相と云作りと云沙越と云と云遊守紀伊守相解り其
方と見やりは八津津の城の大小も人足多し兼り居て
門城と云らるに月紀伊守相寄り候也 家康公

江津の今日氏政氏直又子へ封鎖の口限分境同じ城と有る
之用の義なるに依てあの城本丸の家地等ハ幕府の爲
とあり外曲輪の義ハ今日より押控を爲る共方ハ是と云
として其解と有る氏政氏直への沙越上等は作州并
備のの中と被作月紀伊守とハ沙越は成候と云り

右氏政氏直へ沙封鎖と云相別山向屋へ沙越蔵成望の
書紙一たる記録等も相思へり是共後ハ是成相送の
物と云はゆに在の被書付る物ハ少備勅を向及相控の
物と云書付り也

一同年四月今度津橋儀相控候御目多事八月と云は河封使
者ハ是遺惣て沙越以後ハ秀吉卿と相節の沙越向
有るに云はた双方の沙使書成是と相初む候に是度の

茂八権別の時使たり依て忠勝と云時使者と遊秀吉
卿とも甚悦ぶと云

一同年六月十日秀吉卿の妹君朝日の赤湯杉へ沖者輿あり
先柳原康政宅へ赤湯杉上下の女中者支度と調へ終て
後沖城へ沖入輿あり婢妾役者へけ其數百お十余人と
浪野長政沖雲と渡し酒井雅樂頭もと清清丸
と多り赤湯城に相候り自ら柳原康政と沖使者と
秀吉卿へつらと云

一同年七月信劬上田の城主貞向安房守昌幸と赤討果
し可達と云く赤漆觸は作は先駿府の時城と赤馬と
は為公于時北条氏直より使者と云中は今度貞向赤討
し上田表へ赤湯向と云く八道寺駿河守成田下總守

西人と武藏上野の軍勢一万と相副へ上田那久留美の両城
と責取より貞と上田表へ赤湯と云く依て
今度の赤と貞向滅亡無き 家康御自赤馬と云
お共と赤湯者の北条あり大軍と云く赤湯は後茂
をれは旁以て貞向相と云く是れは世と云く是れは世と云
相如し関白秀吉より駿府へ使者と云く是れは今度貞向赤
湯と云く赤湯馬の赤湯と云く相如し先今度の赤と
赤湯と云く赤湯と云く依て上田表赤湯向の赤相止
て八月初駿府より赤湯杉へ赤湯城と遊りと云

赤氏自ら加藤と云く赤湯と云く赤湯の赤湯等の中
と云く見當り赤湯と云く赤湯家の赤と云く赤湯と云

書面にも相見へ具上天下十四年江向陣より軍勢使役の
廻文と申付へたるも書物致等若年の節上別也
於て見覚る有る月書我申す

一同年の秋相見下總守の秀吉信雅兩郷の内定に依て大坂
と立て居りし如く其行も 家康より八國城の御城
沙府迄成り下總守も國城に留り今度沖野成等も
首尾相済し沙府迄行くと其席より上京の成と申す
ゆへに 家康より沙府迄成行へ宿所も申通り致等上
方より用事も無く其の婚成り付ていささか後にも定り
たり作法も有るなりと申上京より行て八秀吉郷より
又下向していしわ付成り相見へ相歩し其意の成りたる
先共通よりいささか申す方成り此度より退り

毎度致等上京の成と申すは何とも子細有るの成りなり
沙府より其後八下總守を南の成と申すもなりと京
波し其報と申すは其の秀吉郷の八御不具の神も無く
家康の教心いふに相止り申すにいとまを宣ひし其成
成りなりと申すは信雅郷の御出精雅有人なりと京波
し其の成り申すは早速申すなりと秀吉郷の八行達
深の少神と者なりと申すは其の成り申すは右の子
は八國城の細節と申すは其の成り申すは右の子
近く振るを申すは其の成り申すは右の子
也 家康上京なりと申すは其の成り申すは右の子
申すは其の成り申すは其の成り申すは右の子
申すは其の成り申すは其の成り申すは右の子
申すは其の成り申すは其の成り申すは右の子

人として天下のいよみや 家康の執心のとけりぬる有
るおとす中身内府勝難たきしハ事最かり思召付きたる
感心致して退治の後今度も定て下総守卜向りて
法人積りの介何の沙汰もなく後野澤正長政方より
榊原小年をと内々の中へ決して東海に政所下着ありて
家康云も早速沖上京可遊となく執相定り井伊
直政不多忠勝榊原康政石之入の親族の内者一人宛
證人として上方へはるる登とせり

一 同年十月四日 家康公権中納言に任せしる 今月十日
大政所因縁へ下着の旨相聞へハ身被地に於て沖侍清は
成あり直沖上京可遊思召とて淡松の御城と沖
登駕は遊沖侍ハ本多忠勝榊原康政酒井忠次島居

元忠永井直勝其外河内者處へ西尾源俊牧野源俊
等と江石連大政所下着ありて因縁沖城中之逗留有
之間の惣意ハ井伊直政不多忠勝 重次商人と被
仰付給へ作置沖城人沙ハ沖城源ハ大政所御者
ありて治寄ハ早く沖上落て遊治の沖上可遊ハ子細
々上方針ハ内裏上臈の年おん執の者ハ何程も有之也
久ハ秀吉卿 御孫と被さし中何者より大政所へ寄付
た下ハ沖上なるも難中ハ沖城極とて先と後ハ秀吉の
沖母親と見知ハ子の進ハ沖城中之一人も沖上なる家ハ大政
の所分別給へてけりて沖上ハ 家康云も理りて沖上
ハ沖上なるも大政所下着の以後わたりも有て沖上
ハ沖上なるも沖上ハ沖上なるも沖上ハ沖上なるも

の姫の由なり其後 家康大坂と中夜寫遊京都へ
少登成節も大和の夜言秀長外伝より上方ふ旅ての
中馳走なり此後後沖上京の時のみわふ討て聚楽の城の
郭内ふ旅て少屋敷と進一り少家修等の或少好の趣り
而進了進進を旅と有く藤堂も其も虎と其奉り少
1月少屋敷とす所も旅く少家中の少屋敷ととも別派
これか有く有くこの如く時の国白秀長卿の少家之節の
月 家康との少家唯一唯為常の少人孫とす少家修等名
其江東大坂も旅て者後上下た少西河法住とす

石の板其時代の叙と書記一世上流中の書而とわく
相違有るも大抵等者なり此中因幡守家老小徳永合
無情とりたる者有るも此者ハ若名とす部作とす波中澤

正長政の兎小姓名の者少く二十五六歳の法を修令仕如雲
母とりたる老人の覚書小致一書叙とて書るなり

一 同年四月十日 家康云因幡(少)坂城遊若君孫も少
者若深松より沖上成少侍清成なり十九日大坂
もも飯系ありとす少月少送りりて井伊直政と進り少
大坂へ坂城の後大坂所と姫の討との女中ととも口と掃て
直政の衣と巻あけり少と少小抵成り少月秀長卿もも
満悦あり其節々も有く跡少小馳之致され少の跡り
拍をとりり少とす此節大坂城中に於て直政へ饗宴の
刺石川伯耆守好正と秀長卿より相伴はり付おれの祭
直政ねふ討一因入祝の脚も少く印て跡を掃忘
の存子も相見へ少月秀長卿の語を少終て者も感心

彼一洗也、家康の市目曲人として所収を成仁
仰ぐ有とて申して直政と登多よはれとて

右の趣も全書覚書の通り、今時世上流布の書物等
よ、其節共部秀長卿の家康と對一人而歎心と云
伯耆守多よとていしく思はせり、由相見へ、右全書覚書よ、
思はせり、いしく思はせり、何きもなる交と不知

一同年極月、家康云、決然より駿府の城へ移り、藤谷判
今年月迫不及ひ、ある所家康人の義、来春より勝手次
中、小川移り、れよは作也

一天正十六年、四月、秀長卿、三河少将秀康と、偕小軍現と
来り、九列、征伐して、出陣あり、依く、中多豊、海守、廣孝と
市加、勢と、いしく、陣中、市加、使者の、振子と、いしく、豊

本流、和の境、巖石の城、く、徳井、内中、く、者、楠、籠、在、有
ゆと、秀長、卿、一時、秀、小、可、仕、名、は、市、加、渡、一、の、子、八、蒲、生、氏、卿
市、田、利、家、二、秀、子、八、之、河、が、ね、秀、康、と、秀、長、卿、の、徳、平、の
勢、と、相、添、佐、の、陸、奥、守、成、政、水、野、和、泉、守、忠、重、と、は、秀、長、
市、加、勢、と、半、分、程、攻、上、り、り、則、市、田、蒲、生、方、より、寂、早、款、城、と
と、攻、取、り、い、ま、の、治、進、有、く、市、田、成、政、馬、と、秀、長、と、秀、城、の
上、い、ま、より、市、馬、と、進、ん、れ、市、田、と、市、田、は、秀、康、卿、用、一、に
今日、市、田、初、陣、の、名、も、い、れ、市、田、城、攻、の、子、名、も、市、田、進、也、と、成、
市、田、成、政、と、有、く、市、田、成、政、有、り、と、成、政、来、り、款、城、の、名、も、ま
く、秀、長、と、有、り、と、い、れ、市、田、成、政、の、名、も、い、れ、市、田、
宥、め、り、て、市、田、と、入、り、市、田、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、
市、田、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、と、秀、長、卿、

古々閑心して暇談や過りかたうまハ 家康の子息とハ
云ありて我等方へ子分もさういふ事いふと云て武徳形
我ハ勇大小似て共過り成りて宜いひてくし中多廣孝
を先子の誓小加り軍功有くと云て秀吉より廢却し
金鐔の賜を重々羊の皮の羽織と取りいし

一 同年八月廿日 家康云権左衛門任せしめて西三佐小
市昇進は遂にとなり

一 天正十六年四月十日豊臣秀吉の聚樂の亭へ約事あり
此時市原中と於て井伊兵部大次郎本多伴左衛門井伊部
太輔大久保左衛門平右衛門計本多豊後園部内膳菅沼大膳
牧野右馬允右十人共在りし叙せしむる詔書も於ても主
人の官位も過りし家康の筆任官抄事有とせし世も衆

樂法をとりしと云し然中市原中と於て井伊直政大次郎
お人の長侍任せしれと云て 家康云の御成光
不儀の君せしと云て考りし獨りとなり

一 同年八月北条氏政氏直父子の方より関白秀吉卿への使者
うて北条英津守駿府へ参りしと市原中と相親ひ依て
柳家康政成頼存命ありと書角のしめとせし書居其子細
末六月北条氏政と秀吉卿の和議相成ぬ 家康云信也と
市原中取成ぬ和議相調りての取し書居其子細
り妙と秀吉卿の書居其子細柳家康政成頼存命ありと書
對向の節あり書居其子細氏直家康其子細末六月北条氏
政今と其向書居其子細柳家康政成頼存命ありと書居其
家康云し約束の名も但し明後を以ては作有しと知有

右の千枚取しし 家康云く此は千城遠くは小秀吉卿
 黄金或百枚白銀二十枚と 家康云く贈りぬやと
 一四年七月秀吉卿の使者宿田平後津田宗茂の由人
 駿府の市城へ参りて申す上初江田の城地の北系
 家へてお渡る真田安房守方へ可申渡るに依て上田表へ
 注城の世等の報 家康云の市開も相違しは極く秀吉に
 申す月参るの中申す月御ふ於ては此方より使者
 と可申渡るとの作と柳原或部を捕ま事細の市は上と参り
 右の人と申連上田の城へ注城之文を小真田小村の由へ
 下智の勢と申すれ安房守今度い少も其取らるるに申連明
 渡すのる戸有ては使者小能路に抄らぬと
 一四年九月 家康云甲列の内都府郡中窪根津の道具

明徳 介所と申喚見しし 千城遠くは小鳥居彦彦 元忠白
 銀十枚綿百把漆百桶ととるは此方或此地より任
 被し法交の申すを以て常國の取らるるに心遣ひ被
 遊取も無く申満悦遊方申作開いと
 一四年十月小糸氏直江田の城と申す因性安房守氏邦と
 申す江田の城小唐りしは御小江田より程と申す小那
 久為養と申す小城有真田以前より持参の城地として江田の
 城と申すに初より別表を以て依て安房守より唐人
 等筆を以て氏邦の家苑小猪股社堂と申す大分列者
 有るは若者付付の上即國一因小北常家の領地と有るを
 以て既小今度江田の城と申す真田方より初渡り小那久為
 養の一城と申す真田領知るるに子細を以て申す久為

奥の城領りの者方へ明渡し一戸中遣し一城兵
一四同心不仕より猶候不具致し人ねと候し北条宗
押寄終小城と攻取落致たり城兵上田の城へ北條宗の
治方と申す貞田と云ふ主殿と申す早迷と申す使者と
考ふせ衣の指子と申す建し駿府へ使者と考ふ榊原康政
方と考ふと候と候て秀吉卿の長八不及申す 家康公も
殊の介と申す勝と申す遊と申す一依り具部秀吉卿と云ふ大谷
刑部少輔と申す 家康公は江戸城へ秋等氏北条氏政
と其間柄軍一と申すと云ふ其許と云ふと申す治縁者と申す
候て治と申す治取扱有と云ふ依り用抄と加へ考ふと云ふ
江真田安房守と申す徳川那久為義の城と責取押領治と云ふ
も好と云ふ其許と云ふ先年約法の方と云ふ任せ上初治河の城地と

相渡さし候てハ氏直上洛可致との云ふ早迷貞田方へ
申付相渡させしハ氏直上洛の沙汰も云々重く不慮の事
必竟帝位と輕しりの罪科がなす候と申す依り近々北条
天子所行と申す趣聞と申す一御征伐と云ふ加へらと云ふと云々
候てハ秀吉當職と云ふ有甲斐も云々候と云ふ候と云ふ
治相渡の云ふ大谷と考ふ一ハの云ふ外と考ふ也と云ふ
候てハ御心をかく候作用と申すり度と云ふ 家康公考
際へハ作ハ秀吉卿治と申すの由り北条家と秋等氏ハ由
緒も有くと云ふ候て氣の毒小存ハ貞初より唯今も
教度と云ふハ異見申す遣り貞直貞同心の候子と云ふ親
の氏政忍味と云ふ兼引と云ふと云ふ手紙の了簡もと云ふ
不申偏小北条家滅亡の時節別來と云ふ候と云ふ候

上六別の存念と申す我もなきに朝廷中政勢相當の由仕
宜の外ハ高倉有るを以て我等式も何れ申す由秀吉卿へ
相心得て戸給を以て作用大谷ハ大坂へ罷移りて此等の
細小田原へも相用へり不依て石巻大馬先と使者より
石巻へ参上せ今度那久呂次郎の城と責務一城地押
傾の成も於てハ民政民直父子も頼もきと不存外族の若
たの仕業跡忽の事り不角千万の存り放り早速此味と
相遂澤本精取義進仁重も可り付と存當分押込
差置在沙敷の由使者と以て申入るの成り秀吉卿
石巻より上と聞て不角有るを角の成り申入るもなき
石巻より使者二人と附て押込申付其外の下人ハ悉く
小田原へは進退せしむる

一 天正十八年正月三日 若君初て秀吉卿へ申討包うして
駿府と申渡駕遊市上京舟井仔直政酒井忠世内藤
正成青山忠成四人沙依以作付同十二日申入後舟秀吉卿
より使者より長末大藏左衛門尉五日聚樂の城へ申
登り遊節酒井忠世申腰物と役一井仔内友青山の供
奉申側近く附添をりい秀吉卿 若君へ申討頼事付
在るは尼無藏主と申す一 若君の沙依抱り付大奥
誘入まわらせしきと並て支度成りしうれは沙依取申刀脇
指等と悉く申致し人せは申其後無花主より申す
秀吉卿も附添申す者へ申致は致奥向も移りて上下は
いふかゝ法事田舎風より人申間上方より致め進下
申す何れ寄集りて極よハ極ハ言ふ物ハ何れも是邊ハ

江戸にありしをすてしき宣ひ備直政へ向ひ今度遠路の所
沙島男と云ふ者空々月初て及新田の如く存の并成長ありま
其の上万文と云ふありくは(む)ひて信長不儀存安ふる能相
心可申達者宣ひ初ての上京も有るは(暫)區角ありま(ま)へ
くし(初)り(ま)た未初年の成るれ(は) 大納言成定て侍兼
五(五)司の間早、敵國を(し)り(れ)ま(の)成(ま)く(井)伴直政
初め(は)人の(田)へ(黄)令時收等(も)と(賜)り(ま)り(ま)り

一 四月十七日 若君沖上系 遂其沙跡(於)て(ま)し(守)察樂の
亭(於)て(演)臺の(沖)簾中(沖)遠行の由(沖)振(有) 秀吉卿
院殿 都東福寺小齋

一 四月廿八日 秀吉卿より使者と云て次日 若君沖上系の(又)と
謝(り)ま(り)又(小)田(原)表(へ)進(軍)の(刻)沙(領)内(の)城(内)の(城)府

沙度の(也)沙(中)級(自)沙(送)着(ま)り(自)前(と)も(は)初(ま)ら(れ)る(は)有
り(初)め(は)先(進)て(道)指(掃)除(等)の(衣)共(沙)法(に)及(ま)る(は)作(遣
上(方)の(使)者(未)来(以)来(より)上(初)め(て)沙(中)級(と)も(沙)心(付)と(云
ふ(多)沙(渡)守(が)多(沙)印(集)の(あ)り(ま)す(作)り(ま)る(は)右(の)使(者)上
向(の)印(は)大(形)が(有)る(と)い(は)す

一 四月十日 若君(小)田(原)へ(沙)發(向)り(て)駿(府)と(沙)島(邊)
今(度)秀(吉)卿(沙)島(邊)の(ま)は(沙)作(り)始(次)の(希)存(以)下(沙)院(以)遊
伊(奈)慈(直)忠(正)と(爲)士(川)船(橋)の(取)被(作)付

一 同年二月廿日 秀吉卿の先陣の軍(京)都(と)沙(島)共(邊)十
七(万)と(云)織(田)信(雄)卿(は)伊(勢)尾(港)而(國)の(兵)二(万)余(と)卒(く
出(陣)あり 家(康)の(手)勢(は)甲(斐)信(濃)駿(河)遠(は)赤(河)を(ヶ
國)の(軍)勢(二)万(六)千(余)と(も)と(云)を(想)寄(り)の(人)數(二)十(万)六

なりし月沙見返りし遊人共時作集りしは色は何事と
法成りし固ありし人共は法成りし時人今借るくしれなる我
あり物も作集りし法の行分列ありし内便極き人よ
うういふされきういふし 家康は沙用遊何とうつけ
とすそく作りたれは作集りし法と法とありし流ううの
けしやありし知ぬるしと独りまをまのうし法勝りの方へ
しせりと沙一庄の向くもさうも何事も不審とまられん
物多し沙流は成 家康は沙流は成りしありしは作集りしあ
の者共は不審作集りしとすそくし前譜代の者ともなり何ん
も在成法成者とも所のまり嫌とも不仕とのれり云なり
しとす所奴もといふを見捨てるし由緒の者故ともなりし流
まら者の思召の程も迷惑するしは作集りし大谷長米と作り

あ介一庄の向くしと挿へし沙家人の内よ不審作集りし
右巻の仁有る也といふ方よ終ても以前より事り及びる
ぬし沙流は流を其評極りし沙流有とあのみ成法入紙
沙持は成りし何事も不審しとすり
右臨府は成りし答題相法 家康は沙流は成りし法
刑部ありし山中山城守と挿りしありしとす所の成りし法
はる其評ありし相法も是外人の者りしりぬ極りし法なりし
法し法評ありし相法も是外人の者りしりぬ極りし法なりし
首尾免相法も是外人の者りしりぬ極りし法なりし
沙りしとすりし法しは成りし入るし 家康は沙流は成りし
相止りし上の成りし相法も是外人の者りしりぬ極りし法なりし
法しりしは成りし相法も是外人の者りしりぬ極りし法なりし

先子の向く者軍使と礼して返者ありと一回攻めり
 ありしして俄責の治中より城兵を以て決死に
 放しけりて是と防く此討一柳伊豆も城中より放し
 城に法犯り中して討死し家子も八雲夜のみく相集りて
 攻入りて以て城兵等防り病も哀のこよ終りて悉く討
 死と相違入ら敗走しるふ城之柵田を堀りかき之の中
 同宮朝倉も入ら討死し北条氏勝頼もも勢も少少殺死
 としけ漸く主従十七八人より打ちまれ城と退去せしむ
 右山中城軍の旗子見合うして山上強奪つ山田原城中
 より法賊城中と衆りんは山中城よりありり人おま
 流石の山も敵兵の押しりしと見逃し山のこも上り方勢の
 旗殺りりもまなく主無く有る付備山中ハ落城致して

敵兵小田原表へ押向りて心めて半途より討せしむ其勢を
 中たれハ城中の貴族謀の介周章致し多しと山中の敵
 藩主の法ハ箱根一山秀吉卿のも入る身より方勢ハとひく
 一陣と斬りて其日の暮方より法陣より終り算と校たて
 其大氣一夫よりつらひは敵小田原城中へも物な相見えし
 其後城中の評議ありて城外へ法討し乃ち柵田尾港と
 上向し即ち北条隆興守成田ト徳川山城主生上徳久と堀り
 と介の軍勢たよ悉く陣と拂く城中へ入る面々の持口
 と固り居るもとし傷く上り方勢の敵も終り箱根山と押
 下して驚く陣と接へ秀吉卿ハ湯本の真先守とを陣
 と定らましし柵田尾港守徳心と企て秀吉卿へ内通せし
 かりハ唯今との中本陣場所後居りしと不可能な軍勢ハ

沖本陣と移り沙羅山より小田原城中と一月二日
ありし惣大将は沖本陣より移りて小田原の防地なる
多量に陣を居る等しと意く置けり小田原城中
より相見へし所々の家ハ白旗と出渡りて其後由と成枝と拂
ひ舟渡渡の城を合白旗とすまう所もなきと小田原城中
の貴族もとて秀吉を以て頼根の山中より長陣と張り
是非者成と攻むるも方々相見へしとて大なる
匠ははんとす

一月九日沙羅山の勢をく小田原の城を圍ひし初め城兵小
ら法袍と以てもと防く沙河河筋に馬分を法袍と中し
まへを其手釋くしと命を預るをす

一 同年秀吉卿の卜知りし如く加賀利家と主將しと合軍
弥平利政越後上杉景勝信幼貞向等と合して四万
余の軍勢の成ハ碓氷より西上野へ押入北条家持の城
松坂尻揚沖形松山川越遊山等の法城と攻めずとて武
川江戸の城主ハ遠山十庵の意政とするをハ小田原小
藤川村兵衛とて城代しとて向中込馬永とす地土を
相知り遊城致し一程を以て武田家浪人ハ遠山丹波岩根内通
貞向徳政守とす之人の若夫ト命を小田原へ召致貞向徳政守
才覚と以て柳原康隆へ入ら今度北条家の成と沙切
絶し其成と跡の領地の成とハ沙りなく沙吉家ハ沙切領
可成とすし福沙法はまゝ其風流の成りの沙は合も有
えりし其節に人たし知り一万石宛を以て法袍を

其乃ハ中田家の城ノ惣ノ居ル所ニ家集伊達と番と城代と
領トシ中丸ノ宿在姉尾下総行国海老島 而人ハ二の
丸と領け共ニ取多勢並ハシテ秀吉卿より岩付城攻の
致メ國ハ一渡即彈正長政と申付并ニ本村常陸守も岩
付の城ハ可成向方中野ノ一 家集云よりハ本多中野
忠勝と云々シテ同ノ一ニ成島居在島ノ平岩主計頭
上村ハ依守ニ浦島地等岩付者ハ其城ハ一渡即彈正
相繼々々々城ト可成替方ハ仰候在寄子ハ何々岩付の
城ハ人押込城ト願見トシテ者寄口ト定む進子ハ一渡
即彈正本多中野上村ハ依守ニ浦島地相繼々ハ島居元忠
平岩親吉相繼々ハ本村ハ依守ニ一ト相繼々一二月
十九日迄子一同一岩付の城ハ押寄ト云々ハ一渡即長政

本多忠勝兩家の勢ト以テ其城ヲ于時長政ノ嫡子長政
兼長十六歳ト云々の橋の上ニ進み々々其牌ト打振本多
ト知ト云々々々合戦ニ武將ノ數々相繼々々々々以テ法人
是ト感當テ城兵取取ノ如ク防々城々々々本多後進々
勢以以々々大子の門ト攻破々城ハ人押入シ々城將姉尾下
総法平ハ先登々々力強攻テ人本多年八節十六歳馳合
候々ハ姉尾ト討込沙細ニ浦島地ハ打取ト遂々相繼々々々
於テハ島居平岩亦子ノ者々々杉骨ト云々々々大城兵
能防敵ト云々入々々々々々島居子ノ者々本丸の付曲
物人軍入り候々本丸より防夫々々々々元忠ハ從士を同
妻々清小田切又之節一宮たち支外々々々者々々々々々二十
余人討死候々々々々々々々々々々々島居平岩亦子

の勢を以て終に城中へ攻入りし城長等も悉く歿し
て中丸へ討取ると城將二人の月姉尾八忠政討ち行國ハ
源子と貞範城計ひ部系も依て中丸の城代伊達と
無情方より浪節長政方へ使とあり守防の事後原果
て筑城計の石城代と番長ハ城計へ召し切腹下付
る城中より召を法人の教へ於てハ物命ありと泣り
とあり依て長政方より長政と忠勝へ相後寄る如く
何れもも其評のころより治守たりと云ふの区長
政ハ番長頼の通り城中法人の教とハ物命政一城
代伊達義も高切腹をとり召を城下迄も寺院止宿
致し可法有る中後一其後中多忠勝も主命なく城計
方と人方より岩槻の城責落城の次守たふ書付し證

小田原へ中後一其後 家康公秀吉卿にも討感責不後
秀吉卿より人方より忠勝使者の付作り頼を討り
りし諸長政忠勝へ中丸の番長ハ忠の城表へ召し高
之成と相後一城と召た可り中丸より中丸より中丸
信地へ召し忠の番長ハ忠とハ其元へ討取ると云ふ小田
原表へ召し忠勝討た高し任りし忠の也り忠と長政を
忠の城へ召し忠勝

一其は武列忠の城に成りし徳と忠と其元ハ小田原
召し忠勝を召し忠の城ハ酒巻頼貞と忠と城計
士平江秀吉守防の備と致して筑城致を召し秀吉卿
のし忠と忠の守防部が捕ら成りし小田原より忠と城の要害
と云ふ。忠と城と忠國の人取の掛り自也なりと云ふ

ハ実交は下と仰る有書あり

一六月廿日の初午山田系城中初向一憲法身九百六十
十余人に傳所へ大と怒り其陰謀の紛れを城と名に
左所へ伝傳り其此志の城を成り傳傳り或も秀吉卿へ
内通の或病形より及び氏政氏直膝乞し成り傳所
廻りハ八幡と伝せしと伝傳り紐と以て證を致し
一四月十四日城中に於て北条家大身の家先相向尾張守
憲秀逆心と企て秀吉卿へ内通し 長岡城中守
忠具城守門村秀政池田之左衛門輝政此の家軍
勢と已に傳所へ内通し城中所より大と怒り其大と相
向しと伝傳りの旁より一同に城へ急送せられハ其方衆
内若うして右の家勢と内通し下り方約伝と仰り十六

日の初より入刃巡り一家諸親類と呼集りて右の治世
と下開ゆ有河まも憲秀より下り相伝ふ知し尾
張守り次男右馬次夫ハ氏直親家の甥小姓と側
と不吉帯ハ不吉は居伝はししり此節病氣復
又傳所へわり養生致し 経有よ付て此一府より
去て是と開又憲秀小向て下りハ北条家より入多
く云ハた當家の或ハ三老職の其人ハ具り恩禄
厚く蒙り何ハ不吉と下り致し其ハ送交の企
及ハハ有ハ不可成のありハハ憲秀も亦不與
去て親族不此の企及及ハハ其定のり於て利に
向致し開の教訓たして下り有老父不對し不孝の罪
ハ此沙汰の傳りたりして信用可致眼も好も猶も

元来うへぬ氣持のれはむの向ひ唯今の江戸に用事小
久大共元送迎し有義八他人の戸まも相と子息を馬分
身小言との我をれは如何に凍し一歩にともり決相事
る者く云れて相向るふはあり甚赤色波と必と兼て十月
迄る鐘或者む六人辰風の落りりまか憲秀と紅松松口
ともさぬ禁獄十月其日の晩京小江戸御小相向の相向の
人ねと入者即刻にれより検使と出し一様喜小傍り並る
旗馬印等の我ハ夜約めて相若る後す戸波し今宵御更
小乃て親縁遠く寄るある交り下し相小於てハ城門と
寄る働さぬ言及とハ言用ふ波し一月祝法は款と見切鉄
把と以て悉くお解し一紙もく有る御もさく相待之
共款ハ一人も不來備又堀池の長園三家の軍兵ハハ

相向りて波し並る場所もく備とくりかし約束の
別浪まり相向新の節因淨節兄弟の者大御中への
案用者うして其紙と相待久た兄弟た小身すす刻
浪延引と有て早速引分あも如何と有て見合の内
御もさぬの方とく其紙と身し若人ねと入如何あり
間遠もく不審とまの妙も聖願も引り堀表の旗馬印
等と御若り有備ハ相向る浪浪病取波したるもく推
量波し一ひと有り

右の御共何代の変と記し並る書物の中にも相向之
久たわく遠く有家小書る御ハ大進寺因能外兼
さ節を山長身もすして其細小御取中ハ其も
依賞人信んての物語有り

一月廿二日并作兵部少輔松平周防守兩家の塙小田原の
城並曲柳へ責入其後八巻郭邊の地形全城と用うた利
ありの由共道銀練の者尸小休て直政康親の寄とより
全無と入漸城内へも指月より有るは太田として如何
波しりや城まわりの旗指共間余り有るは制まらば城守
以の介は騎さるまは共終も小休入らるるも有て直政
康親兩家の軍兵甚多の宿中城落へ押寄を右の如と
甲より攻入り改所へ大と掛くは城兵は味方内通の
者有てて城を引入しりもとと結造て防さぬ小者
一人も有り直政康親の塙も往く味方もあつたは流と
御入りも有り小休て早く人救と引初るは味方流
陣小終ては城守より宿所の人救と引直政の陣内へ

大と掛たりと見する人跡の介さるるは
とも如何れの義も有り心元なくは名も知らぬ松平康
親家忠一者小馳寄り共康親と尸らるるは有りて
寄城は遊早く心付進中と有る家忠と御威
遊ひと有り

天保三壬辰年冬十月廿日寫之 中村直道

藤穂集卷之五

一其内臣別進山の城に北条義濃守氏規楯籠りて秀吉の
下加りし福徳長守と申す別進山守家改

長国越中守忠興蒲生飛澤守氏卿中川藤兵衛秀政
右進右文忠政等より北島信雄卿の軍勢と藤穂山の城を
攻勢せし所 家康より監使一人被相成りて秀吉卿
の中川守小笠原丹波守と申す別進山守人被遣りて城兵を
の防に送くまじと城地も世因りて其城より攻められり
くまじと有之 徳将の徳安と申すくまじと申す
父子相承りて城守へ入りて年々を以て城守に記し
御抄より 家康より秀吉へ以て御孫子細有らるる後
内取に及りて別進山へ入りて城守に記し同道と申す

同十百氏改氏禪兄弟の長ハ醫師安栖ウ宅ニ於テ自殺
也秀吉卿より石川備前守中村式部蔭同権之助依
澄治寺と授使ハリ付 家康よりハ神原康政と
改命示部ハ登セ一糸反揚ル集首セリト
一 同十三百氏直高野幸少トシ山内康之俊駕ウリ秀吉
卿より吾當アハモハ侍分上の者三十人ト奉令セリ百人
モ可過トシ親族ハ美濃寺氏親トシテ又氏勝從士
リトハ相向江馬助山ト陰違ハ内家ト近江沓部惣兵衛
依田大膳是等ハ氏直側近ト志ス 家元分トハ土道
寺孫九郎惣兵衛の跡ヲ押へテ供侍リシメ 家康よりハ
辛子川門櫓より氏直出城の跡ヲ示覺シ藤吉社ニ於テ

收野幸等ハ少坂助ハ有人トシテ沖用の義有ク也トシ
孫九郎トシテ百氏直道中の義並モ言野山中後居の
間の義ありハ仰付ハトシテ
一 同十三百秀吉卿山内康之俊ハ今度北条家滅シ付
關國の分トシテ法將ハ割アスルモ兵々トシテ家康
知の跡一圓其ト示上流の跡トナリト有クハ初メ知
九万石東海道勤めク右郡關の地花岡市在の商ニ
めテ千石宛ハ示部ウリの通只今この沖料地の内トシ白
浪賀中泉清見寺各千石宛ト鴻田二千石宛示沖流の
節の沖用の跡ト有ク今度 家康ハ進一トシテ首
示沖流其ハ織田内府任那の義ハ故有テ改易ウリト野
園那浪ハ進部ト申其跡尾初並ハ北伊勢郡ト部トハ

近江中絶言秀次入死り 家康の赤田領の内三ヶ所
 古田の城地十ヶ所石池田三ヶ所 輝政同國國務六万
 石八田中兵部を捕長政遠列濱松の城邑十二万石の
 堀尾帯刀吉晴同國掛川五万石八山月討馬守一豊
 同國横濱質の城地八濱田五ヶ所 駿河國の中村或於
 一氏甲斐國八加藤遠江守信初少室の城六万石八仙石
 越前守同國伊奈郡にも利河内同國海防の城地八
 月根野織部小笠原と石川出雲守元春也此は上流にあり
 一四月十四日秀吉卿會津伴達改宗退治のわざしこ小田原
 と馬あり十ヶ所は表より所々見分りて野初守部
 官の城より若此所々逗留ありしと奥羽郭の要と沙汰給
 されしとあり

一同年八月朔日 家康云小田原と赤田等遠江の赤田へ
 移りせしむ是と信且其赤時代より唯今よりなるに關東
 沖入國といひしとこ此節小田原赤田城代八丈久保治部守捕
 忠隣も此作付之其以後直又拜領は作付也後改相換
 石川赤田の長石程は美濃有りと此書も書付り
 一秀吉卿赤田者陣ありしに別 家康云八織田信推卿
 赤田道は越前守と赤田道は越前守と秀吉卿の馬の奥先よ
 る斜者奮む小田原を居へ並ひ赤田宿道の中より編
 田喜邦と申者 家康云の赤田人走り寄平伏は八赤
 言葉と云る別けしこ此は赤田の初てらぬへ赤田藤原
 赤田より赤田守赤田用の衣冠を授けし有と秀吉卿より
 赤田をとり付くは若夜毎方の赤田所より赤田道中と赤田不

呼号を考言郷宣ひい今朝山中城責の刻伊豆守討死
致念のまよはれ其家督の義共の方(中村)同當孫(伊豆守)
石連の家の中(者)を主放まことば(定)て力と可成る今
日より其方家来より討つる上(之)儘分目と非(任)む也
人の者た(義)も今日より(市)助と伊豆守と存知(入)て(之)は
中(之)方(者)も(之)方(中)も(有)る(備)市助
方(向)ひ(む)ひ(て)其(方)家(兼)て(用)乃(ひ)たり(り)い(大)成
い(ら)ら(し)ゆ(の)い(ら)ら(武)迫(の)相(決)一(巻)たり(ま)る(き)其(の)
家(中)より(り)たり(り)あり(し)市(助)治(ま)り(し)男(子)多(く)
有(る)末(子)と一(柳)即(ち)出(で)り(し)松(平)寺(務)守(元)藏(の)家
来(り)成(り)勢(勢)切(切)成(成)場(場)も(多)く(り)等(等)の(直)物(治)り(し)
三(山)中(落)城(の)統(方)六(田)門(義)市(中)津(へ)孫(より)柳(宗)武(治)備(へ)

逢(て)り(り)る(い)今日(城)攻(の)刻(市)家中(市)先(の)向(中)村
或(部)少(後)多(の)者(を)く(同)時(は)城(際)を(池)付(中)も(柳)名
と(者)山(虎)之(助)兩(人)義(の)城(今)一(者)入(中)村(及)市(助)
来(救)因(因)と(り)者(と)身(言)家(と)も(け)合(中)の(物)治(り)
山(中)の(城)の(義)中(村)及(家)中(と)酒(迫)物(治)り(り)る
一(者)城(と)市(作)り(の)市(治)り(相)亮(の)中(及)市(助)の(家)
と(は)其(中)に(中)村(及)家(中)に(於)て(も)因(因)を(始)め(り)入
計(と)柳(名)と(一)所(は)家(入)り(り)其(中)に(馬)毛(の)物(治)り(り)
者(と)其(の)言(は)ん(柳)名(の)市(及)北(宗)家(の)傾(知)境(ひ)
たり(甲)斐(臨)河(と)市(知)り(遊)ん(上)に(此)表(市)治(向)り(り)て(は)
定(て)法(軍)の(一)の(先)と(可)成(歴)の(同)山(中)の(城)の(義)市(助)
當(家)の(市)治(と)其(治)り(可)り(と)市(家中)の(法)人(入)

其有久知と思ふ所の如く近江中納之及惣先子と有る身
沖家平我人たる心外千万も存無有妙も沖人教押の道
筋留りしを以て沖先子の面へ存有るより城攻の事
等も逆物も中村友の者たるも同財に城へも言入らざる有
く其の同財友より其の誠の者母衣成りて見起はる
上の其成は作まらぬより其の成を全く其の貴行を
中納と有る所を以て沖く中村と有る事と云はるる
庶政沖家へ其の逆沖家より其の門と云はるる作
作ら其方の中納を以て其の成の氏直も持の城と被等
手留と成攻落し其の成の事手留も成る事と云はる
之方を貴行の事有る成の事一歩成りて其の成の事
成る事山中城攻の事と云はるる知角の事成る事可及有

青山も其の成の中納也其の事と沖直の作あり其の門
山中城攻の事と云はるる事有る事と云はるる場所せり其
成り其の成を以て其の成の事一歩成りて其の成の事
成る事山中城攻の事と云はるる事有る事と云はるる
手留も其の成の事と云はるる事有る事と云はるる
有る事と云はるる事有る事と云はるる事有る事と云はるる
逆物青山の事と云はるる事有る事と云はるる事有る事と云はるる
作ら其の成の事と云はるる事有る事と云はるる事有る事と云はるる
何もの人新知拜領は作ら其の成の事と云はるる事有る事と云はるる
して其の成の事と云はるる事有る事と云はるる事有る事と云はるる

四山中の没落の事後上方勢を頼根守人押入在陣の所
家康も其の成の事と云はるる事有る事と云はるる事有る事と云はるる

軍勢と云く秀吉公の印陣と云く法陣と云く、悉く検討の
節其刻限と定め民政氏直交も山回糸の城兵等と云く
百連攻よりく上り勢と云く、此の事ありてある企有る由
程に難況と云く、陣中の法人氣をいかに打節
小早川澄景、京都より用交有る相持へ、陣中各陣
作と云く、小秀吉公相持ありて、此の事ありて、
家康公の印陣所へ秀吉公の印陣所可有るの事、
日限相持あり、其日、此の事ありて、此の事ありて、
船子の相持と云く、此の事ありて、此の事ありて、
減回内府澄景、法印道其外の相伴、此の事ありて、
或いとも、此の事ありて、此の事ありて、
入むい、此の事ありて、此の事ありて、

内府の陣屋へも秀吉公、家康公澄景杯、法印道と云く、
あり其後秀吉公の印陣へ、家康公内府と云く、
中盤の用、此の事ありて、此の事ありて、
少弁おしの、此の事ありて、此の事ありて、
有る、此の事ありて、此の事ありて、
相止、此の事ありて、此の事ありて、
印陣、此の事ありて、此の事ありて、
此の事ありて、此の事ありて、
人、此の事ありて、此の事ありて、
ふ、此の事ありて、此の事ありて、

沢と老く思ふしとさひましくすまじけ
而くしとておのほふ

五箱指山沖津中 家原公作奈慈庵と云はれ沖津川作
御慈庵と云はれ去年中より沖津川の末大寺等行へ可
ト云ふ作付故其度及今度の沖津川沖入用可
存津津境より運送設く並に此山中より穀物の直取
江流津津と同前より沖津川末大寺等の運送
と相止意く此意より沖津川とは沖津川末大寺等の
より文は此意より沖津川末大寺等の
長米大藏に設く文は長米末大寺の或切の若く云ふ
相うれた法事より御辨の字より若く考考の心より付ひか
身より取くし御之城よりと云はれ此意より沖津川末大寺の米より

候物と用ひし箇の費と候ひ物毎賃并は設く有は
の費より費と候ひし箇の費と候ひ物毎賃并は設く有は
の費より費と候ひし箇の費と候ひ物毎賃并は設く有は
用ひし箇の費と候ひし箇の費と候ひ物毎賃并は設く有は
方りたる物より此方指し候物と云はれ沖津川末大寺の米より
合ふる御慈庵より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より
とて此意より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より
此人難法ありしと云はれ沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より

六寺ありし美沢山の陣城善徳の末より沖津川末大寺の米より
佐藤郷沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より
沖津川の山より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より
ありしと云はれ沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より沖津川末大寺の米より

まをさし 家康の沖側より附く係放さるる中を秀
吉の氣の毒く思ひおひかまや其新よりありし中と小
袖の裳とくさまなりむひありく者より馬鹿のつれ小
柄と中へ大柄を後へへとせりし 家康もへ秀吉
への例也くゆきお成へは沙社と解くし中へは中
月為と沖側より並ひ居りしと城中の方と見やりし身
難後より信雅へお好しとありし 誰れか一居りふ
内へ秀吉の中へは小田原の城中に家康等も唯今との
通りとてお解しし若し許し其後居候し中用ひ有
つとせりし中へは 家康も沖側より成り來の家へおし
先者分は小田原を在候ゆの外は有間者やとゆ候は成
形へは秀吉の中へはまへは成り思案候しし家元の

美の境目のく大田成場所もへは沙家康の内を惟
る者小田原へ並し其許しはより二十里計も隔りし中と
中所有く他人の中と兼りしとも往來の面と見及ひしと
徳島の勝地とも可申所とせりしと居候し相定可
ゆ今及此表の隙とゆき其勢へ致向の氣候しし中家
の秋子と見分のし猶又おおれりし中へはありし中
石の所よりへ外人の兼り可申所とへはきくし其時
代りの西沙は正成の我等若年のしより兼り及ひし
書留りし虚実の取らむゆ
八政付 家康の信雅とて中同通しと秀吉の所へお見
也成り沙討候年と後お入りし連之と西之の所へお
おりし中と沙通りは成りし中へは秀吉の八十文字の

着陣一廻勢とハ三四里も疏く流し並行余一人と過り
斗とて相招へあり人各刑部が捕と奉者も於小田原
城攻の人柄も相知り度と有敷と申す所を討取りと
討り度多と有り然れども一國兼行なく我ら
攻めよ討取とて何の用をなす一も在攻取と申す
此處一も取と申す一も後めりといふ一もわが陣へ
一も取と有と有と申す一も攻め何れも討取の
中人の事と申す一後野長政と申す一越後の上杉と
味方と相知り難と攻落し一木戸の作行と一た在攻
す一も取可取と有と高陣と使者と討取取の武助
忠の城責の節ハ人取と申す一も取と一定め兼取
と申す事ハ有間取と一今此の匿居と有ハ小宗家の成

初と見合を有るの近江河内と語り而也のりし第一
會津若松の所ハ奥羽列陣の節取取と申す大木將
頼朝より声あつた程へあり一並と取取持人たり所取
と取取と一と取と切取押領取との条其罪輕くは取
傷と北条家同取と取取と可取取のち大取と取り取取
取取れ取取の心取と取と取取可取取子細と取と取
取取取一取取取取の色と取取の條句と相取可取
有方取取一取取取取取の取取取取取取取取取取
當取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取
外に取取取取取取取取取取取取取取取取取取取
取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取
取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取
取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取取

制定ありて俄の義より故去帝の知り割りしは
一村切又ハ村修きして一まとり相譲りしとあり
三北条氏直ハ言野ハ登山に及びても秀吉より仕持
方をとともはしり其用法の義ハ大坂表ハ 家康ハ
の所用を補とりて有之其法を与辰依野肥後
弟ては作付有之山中用交の義ハ肥後言ハ人
戸達形ハ相譲りし無之何ハ不足と申哉とあり
因ホより附者ハ末との若たのちつと振舞ひも
法師と相譲りし伝りて喧嘩口論をとりて一
山りハ山りハ其類と相譲りて食住作交 家康も
是とあり一ハ割禁可致るは作付しんをとりし
不承ハ言野九郎守野ハ其意ハ何と云野山の
位と御免有之方神系或は神を補と孫九郎方より相譲
しりハ一帝政むとあり言野山奥山上人ハ戸達有之
奥山の形を以て早迷妻調ひ秀吉より言野の位指
と免一補中野野ハ在所ハより其意ハ何と云野山の
奥應寺へ移り其後大坂を満ちて織田信雅の位
位指さき一戸補と譲り其ハ河内信山とあり
一万石の常地とあり其意ハ 家康ハ其意ハ御座
浦へ孫九郎とあり御座ハ作付ハ氏直義子連言
野の位指と免免有之天満ハ其意ハ大坂表とあり
其意ハ其意ハ御座ハ一万石の常地とあり其意ハ
臺所入用の義ハ其意ハ方より御座ハ其意ハ其意ハ
其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ

制定ありて俄の義より故去帝の知り割りしは
一村切又ハ村修きして一まとり相譲りしとあり
三北条氏直ハ言野ハ登山に及びても秀吉より仕持
方をとともはしり其用法の義ハ大坂表ハ 家康ハ
の所用を補とりて有之其法を与辰依野肥後
弟ては作付有之山中用交の義ハ肥後言ハ人
戸達形ハ相譲りし無之何ハ不足と申哉とあり
因ホより附者ハ末との若たのちつと振舞ひも
法師と相譲りし伝りて喧嘩口論をとりて一
山りハ山りハ其類と相譲りて食住作交 家康も
是とあり一ハ割禁可致るは作付しんをとりし
不承ハ言野九郎守野ハ其意ハ何と云野山の
位と御免有之方神系或は神を補と孫九郎方より相譲
しりハ一帝政むとあり言野山奥山上人ハ戸達有之
奥山の形を以て早迷妻調ひ秀吉より言野の位指
と免一補中野野ハ在所ハより其意ハ何と云野山の
奥應寺へ移り其後大坂を満ちて織田信雅の位
位指さき一戸補と譲り其ハ河内信山とあり
一万石の常地とあり其意ハ 家康ハ其意ハ御座
浦へ孫九郎とあり御座ハ作付ハ氏直義子連言
野の位指と免免有之天満ハ其意ハ大坂表とあり
其意ハ其意ハ御座ハ一万石の常地とあり其意ハ
臺所入用の義ハ其意ハ方より御座ハ其意ハ其意ハ
其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ其意ハ

四領の繪圖目録帳簿とていふと大谷一箱一又箱一
封もハ西宗先程よりお傳の宗次領の繪圖目録と
いふ封を切んと波いふとんといふ大谷を押し箱の
紙ハ先印封の修とて紙一領受下りといふと西宗
方ハ一箱とていふと中紙の報一箱り唐紙は可
中兼の病氣係春油のあつとる教方匠書よりいふと
右の如く西宗洋人と成くと部方へ宗陣といふ西宗
初筋新へ用へ御りいふと御奥よりいふと御り大
小の武士大と小書も紙とていふと部方へは紙一書
名代といふと音信書物と送り西宗の城と紙と紙と
わく西宗の書西宗の前後宗部方の城と匠書といふ
わくといふ御奥初の両国と書といふといふといふ後

大谷方より西宗の封の書といふと西宗の宗行倉と
右連明早夫と書紙といふと西宗の聖綱といふと西宗は
妙と書紙の封のあり其の圖に書と紙といふと西宗
料理を送り茶といふと相紙といふと又西宗の書ハ西宗
と書といふといふ大谷の箱を持出政宗と書といふ
西宗の書といふといふ西宗の地といふといふといふ
中領宗次領の書も今な書といふといふといふといふ
わくといふといふといふといふといふといふといふ
西宗の書といふといふ西宗の書といふといふといふ
件の箱と押紙といふといふといふといふといふといふ
一箱といふといふ西宗の書といふといふといふといふ
西宗の書といふといふ西宗の書といふといふといふ
西宗の書といふといふ西宗の書といふといふといふ

城、一守の敵も悉く破りて城者の侍は皆死す。其の
城りは、この敵は、ある所の日よき可なりと申す。此の
城ハ、ある所、行合とて、ある所の者、とハ、言く、此の
城ハ、法は、いと、信秀言ひ、ハ、長岡越中守と城守人、
き、長津馬川の城を、お取在、青ら、相初、城守と有る、
越中守、信秀、申す、と、言、と、言、演野、長政、と、言、城守、
馬川の城地と、受取、城地、と、言、法、有る、所、申、後、月、先、
と、ハ、信、入、た、者、も、言、信、初、の、色、親、 幽、衛、成、言、年、の、者、
作、人、ハ、相、合、信、會、津、と、言、申、と、言、有、ハ、言、迷、也、信、有、早、
城、地、の、守、後、と、言、作、付、後、と、言、法、有、言、言、總、監、と、
忠、興、ハ、會、津、ハ、法、成、と、言、 其、節、と、ハ、言、都、交、り、直、
領、京、可、有、と、の、敵、ハ、有、と、言、如、ハ、城、ハ、指、子、有、り、秀、言、ハ、

江戸のハ、事、都、出、勢、の、初、奥、別、外、漢、ま、と、念、向、せ、し、
ハ、さ、名、中、法、白、川、の、園、と、言、不、誠、と、言、取、強、と、言、と、何、
き、ハ、會、津、馬、川、の、城、地、見、合、め、り、相、越、さ、り、と、言、有、
と、都、官、と、言、く、會、津、ハ、越、さ、り、と、言、道、と、言、く、
馬、津、の、と、言、切、所、と、言、 越、中、馬、川、の、城、と、言、成、て、有、
あり、と、言、と、言、切、所、と、言、有、と、言、と、言、と、言、秀、言、ハ、兼、と、言、
馬、川、の、城、ハ、お、二、百、と、言、遠、有、と、言、と、言、と、言、の、敵、ハ、有、と、言、
一、夜、馬、川、の、城、ハ、法、お、ハ、聖、言、ハ、早、取、強、と、言、と、言、
白、川、の、城、ハ、信、者、法、今、宵、ハ、明、月、と、言、有、と、言、同、書、城、守、
於、と、言、月、見、の、言、と、言、相、合、の、言、法、大、原、申、と、言、登、城、言、
獨、活、る、と、言、の、使、方、と、言、申、り、蒲、生、都、澤、と、言、あ、ま、と、言、
の、和、城、と、言、と、言、十二、万、石、の、領、知、と、言、と、言、と、言、十二、万、石、と、言、

可有きや氏に或は武道にも相違し文學の志も有きと
弁道茶の湯おしとも好む花着るるたゞし人ハ強情の奥
弱者もハ独つり人をもも可有きやと好む一の筆の書
付中と此作はハ秀吉ハ用むひくハ心附の辰むねは
むよ御もる氏ハ相違可ト云ふことハヤハと有り其後
奥州向新しハ一揆起りハ部民卿の裁判録の所ありと
有て百万石の領知とむりりハ判 家康ハ御座成
ハハ其えの御見立と以て民卿と會津ハ秀吉ハ奥州
第の教も終てハ心奪くハと御座ハとあり

四、或は秀吉ハ法衣衣共外法印達伽藍杯と呼ばれ徳川の
刻印野天徳寺は是ハ元來ハ野國依野の城主の子なる
も飾て武備も味うる是文字も有る依野の城主

天徳寺の住僧成りて故有る依野と云ふ事御座る
徳道のありて故有る依野と云ふ事御座る依野の
内と有て御座る依野の中ハ加ハ秀吉ハあり
此天徳寺跡もさる口利と云ふ事も種々の古き
難読はるる秀吉ハの心もおけしと有り御座る其
天徳寺は或の信玄ハ松徳信兩將の馬と云ふハ信
玄ハハ日如と云ふ古き座備と云ふ信
初りしき徳信ハ信初川中嶋に於て武回家と一戦
の刺車掛りと云ふ事と云ふ古利と云ふ信と云ふ信
玄と秀吉ハ卷ふと云ふ事と云ふ御座る御座る御座る
方りハ信玄謙信の二坊主めりて御座る御座る御座る
等今な御座るの刺一人ハ長刀と云ふ御座る一人ハ

傘と持せし馬の先へまゝ京入の傍を過ぎしへふ
二坊をたゞよなくお果はく仕合あり何の座備車掛り
たひあふとく空ひのく座とまゝ入るまゝとあり
天徳寺と名の者座の向く何れもあきれ果は中合附の
依依野天徳寺宗徳とゆふは語りなり天徳寺其ハ
依野修理宗徳とゆふ者附坊主なり

一其頃秀吉卿は白川より自ら飯沼へ赴き江戸武蔵の府
中へ移りて江戸の城へ沙三郎あきぬを召しよと有之候と
家康より江戸造形へは秀吉に江戸は江戸表の家ハ
小田原より守部吉人より江戸に召しよと一思ひ
江戸表より有之候と其時江戸表の役も京入のる病も
家康より江戸中の沙三郎へ中

江戸の江戸へは秀吉に江戸は江戸表の家も三郎は
て見分は江戸は兼て兼り及ひたりたり守造分
江戸表より江戸相見へは其元の江戸城は法成の江戸
礼の如く徳昌の地と可法成と江戸依手前法成の奥筋
筋の仁重法成より付寄るまゝ向ひは江戸飯沼は法成
よも奥が押へのためより付寄る浦生あ村交儀大原の義
作人ハ人教がまゝと如何と此法を教をひやまゝを人
の若く身上相成の人持て法成はどの義ハ其許を法成
法を教もく浦生あ村も法成より法成より法成より
法成より法成より法成より法成より

一小田原より江戸作手は浦生あ村知れ別の家法依人申指を
江戸の法成より法成より法成より法成より法成より法成より

城地又ハ在所言拜領の氣も有之山男家の氣も伊戸
府角より六里七里十里の月か相補を以て於ても知所
の言卜治事又知所不お後りハ其知所の内より
名之頭百姓の家と的うせ或ハ寺院知とを當ら居所
と相定め駿府より有之山男足約等の氣と相取の知
所所へ直之江紙に有之山男の御とたハ所所は其
作者一人も有之山男の御と相取ハ其中の氣も
在所より出府取ハ在所の遠近ハ依之御七月も
在所取ハ其有之山男の御と相取ハ其初と有
判取之入取ハ其有之山男の御と相取ハ其初と有
所も相取ハ其有之山男の御と相取ハ其初と有
所も相取ハ其有之山男の御と相取ハ其初と有

一 湯之ハ知所の内より相補と云々在所ハ在合の行本
と取相き其後之御ハ陣屋と名付て居候取ハ遠之
後所當地より於之居屋補と相領して江紙ハ其
たりま之知之矣之御ハ其御と相取ハ其初と有
陣屋屋補と申して有之由なり其御と相取ハ其初と有
在江紙ハ其御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有
屋補と法取之内ハ其御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有
之御ハ其御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有
家之御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有
たり御と有之御ハ其御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有
旬ハ所國君の氣相定り其其年の八月末九月初頃
ハ其御と相取ハ其初と有之御ハ其御と相取ハ其初と有

の武士一人も不殘門拂は後共法考者々々も實に
家康公は仰有地と殊の外威一は戸波野長政へ
由信と毎度宣ひし由地永達と河見書より有之其
由部中一者の方角と申して井伊兵部少直政上筋其
由能く十二万石以下其輪の城地不五と有之今
之由へ由門遊由共由八柳原或部を柳原政
上筋館林より十萬石中勢を柳原政上上筋國小
多喜より十萬石以下此二人の由八相筋小田原より
大久保七郎廣門忠世へ四萬石下徳園夫作の城地
由と鳥居衛門元忠へ以下由有入由部より
二青月の方角之備左外の由牛の義八二萬石より一
と以下由一萬石以上の由中と括て人取持原と

中より今時の由は井伊本多柳原と喝人より有之右
國東由入國の節十萬石以下の由角と成二人の由一人
者より由り上筋政一由部より遊ても考者々々より
浦と遊り其由柳原の家由と調へ在京中八由奉行の
由と遊り國取上筋原とも由入社具由の由合とと
由原より有之由推り由もかく井伊本多柳原と
徳川家の三人を有之由觸れととと此度列の由由ハ
井伊柳原本多と有之由一人の喝人考者小由井伊
本多柳原と申す由り由とと右知新刻由井伊本多
由原の由次より八城地増高由とも可也仰付由小由
原陣中より遊り家康公考者々々由八由家の本多
由原の由今度由下由由道中筋由の由橋

相討の可申のたむ人の力も及ひぬり形なり教も有る
る教も此といはれぬの節より無き初行の御奉
ふ形中とある八人教も是れと有る義と有るも是
而る間ありて是れ節の御奉を相入あり也
中身之入たむと有る其形と申造りぬる考も
宜ひ多し八人中一版を有り為上相懇ある人
其間よりぬくの仕形も是れ八版の心持も有る
去程も是れ行回合の位形と好む義あり為上望を
致事も有る一といふ人の心持も可有なり人の事
間よりぬくも有る義八版も是れ合る事ぬく仕形也
下字万一人の力も及ぬる事も有るも是れ一平
江戸表へ申造り 宗原の考も是れぬく

戸開の形も是れ申すなり

一 同年九月朔日考考の御京ありて是れと申造り御奉
りて申す京大津大坂此の所より言れと申す也其れと申す
所より蒲生本村の家来を御京と致し是れと申す也
法原人といはれぬを相違けぬ人た方より法原を申す
是も有る又いふ言れの支言と申すなり一國の所より
會津大橋へは下りも有るも法原の浪人相争りて是れ
相争りては法原御物成なり是言れの支言なり
今度蒲生本村御守御奉行御奉行は是れ御奉行なり
人、事間中御奉る人の浪人の御奉行は是れ御奉行なり
より相争り有る者又其言の力も是れ一人に是れあり
右の人方へ法原御奉行御奉行御奉行御奉行御奉行

葛西へ志し、淨市屋の八木橋へ志して、後越を途中より
於て、父子計りて、より、乃、建幸の休、有、衣の相、後、
乃、乃、此、又、一、揆、増、部、し、葛西、上、崎、の、通、路、と、船、切、
手、勢、と、以、て、木、村、文、子、と、船、岡、み、し、と、又、子、を、一、指、骨、紙、
屋、一、次、者、を、一、勇、命、と、情、ま、ん、防、を、致、め、依、て、老、向、ふ、
一、揆、と、ハ、漸、々、と、進、拂、し、た、葛西、上、崎、の、海、道、と、老、卷、を、
以、て、何、方、へ、も、注、意、を、半、不、任、成、成、合、平、屋、の、以、行、善、
作、江、の、城、の、致、ハ、社、と、と、く、ハ、舟、又、子、を、依、江、の、城、へ、馳、入、し、
へ、一、揆、の、勢、押、寄、あ、り、て、城、を、無、卷、攻、る、交、也、こ、も、心、を、
民、々、方、へ、加、勢、の、致、と、申、達、す、れ、民、々、心、を、折、り、先、を、報、を、
家、原、と、申、す、と、回、丸、中、勢、と、ハ、伊、達、政、宗、も、ハ、出、勢、可、有、ら、ず、
遣、以、ハ、相、心、は、な、の、区、言、は、依、て、民、々、千、の、人、指、と、申、し、

出、勢、し、と、政、宗、の、陳、所、へ、三、考、の、期、ハ、早、夫、と、打、立、依、江、表、へ、
相、働、可、申、し、も、より、依、江、と、の、間、一、揆、の、城、取、ハ、何、程、有、り、
ウ、承、り、氏、卿、乃、舟、政、宗、区、言、も、申、す、ハ、依、江、と、の、間、一、
揆、の、城、と、申、す、ハ、高、清、水、と、申、す、城、あり、伊、ハ、一、言、く、い、と、し、
氏、卿、重、て、申、し、ハ、御、り、な、り、と、先、高、清、水、の、城、を、攻、取、り、て、
あ、ら、り、且、依、江、表、へ、相、働、し、一、揆、の、奴、衆、と、打、果、し、一、言、ハ、
我、等、ハ、此、地、を、他、不、費、月、の、矣、も、い、ハ、其、元、先、陣、あり、と、是、
可、知、と、有、き、い、ハ、政、宗、聞、く、兼、て、報、し、致、も、其、心、均、と、是、
有、と、の、区、言、ハ、氏、卿、ハ、陣、所、へ、馳、り、政、宗、出、陣、ハ、押、付、き、且、馬、
可、知、子、の、交、言、の、致、ハ、其、報、申、し、より、政、宗、使、者、と、老、越、し、
申、す、ハ、明朝、出、勢、の、後、沙、約、條、申、通、り、お、の、け、は、有、り、如、く、依、
寄、り、お、病、を、落、り、平、外、の、陣、よ、し、ハ、明、早、夫、の、出、勢、難、

長威の同進合の保表を加へりも情も於てハ沙路より勢
下りあり民部は言さずハ折角の保表を以てハ新成ハ沙
路より可有と云ふ物もた沙路に依り病氣と有候
ハ沙路より可有と云ふ物もた沙路に依り病氣と有候
同進合を以て疎備と成しと沙路を押し蒲生源
と云ふ所より清水を押しひらき名生の城より
所より一揆の勢實と云民部の備へて掛りしと蒲生源
長威の同進合の保表を加へりも情も於てハ沙路より勢
下りあり民部は言さずハ折角の保表を以てハ新成ハ沙
路より可有と云ふ物もた沙路に依り病氣と有候
ハ沙路より可有と云ふ物もた沙路に依り病氣と有候
同進合を以て疎備と成しと沙路を押し蒲生源
と云ふ所より清水を押しひらき名生の城より

見せしむるは疎備の同進合ハ長柄長柄候と云ふ疎の
方へより者偏ハ沙路より押し相見ありわくの人の立配
をれ諸ハ民部も用心油断なくあると云ふと沙路も合志
没ししと云ふ民部ハ名生の城より陣陣と云へ候者如へ
路系一百才の人数と云連來て民部方へ使者を以て中
送りしるハ沙路より入道候持病者候り今朝の
留置延のと名生の城攻のも首尾より違わり候共元の思
江平ハ京路の守りの務意以て迷思候と云民部聞て
病氣と有き上ハ不及は候共元も沙路知なく相見
高清水の城より外一揆の城と云ハ長柄長柄より沙路の
妙も當城と相見共元古河杉山官次より城より一揆
揃候者候候と云ハ共元古河杉山の一揆ハ長柄長柄

以て官汰の城より一揆を擁護し有由なる間其先の人
とみくを攻めんと欲する中余も可成る
早く終向ありし可成る言ひ若生の城中の掃落等
も四本の舟を以て氏々の城中へ入り入れば城の人
亦村又も呼ばれ又官汰方へ信と書紙一官汰
の一揆臣民の多と氏々より催使りし右若生の城
去の初に入りて政宗様代侍の侍も酒田御春と
對し不意の義有りと欲く伊達の家と云はば蒲生源
齋より便りて蒲生家へ奉ふと云ふありて深
りハ此間氏々ハ此後表加勢の相後として政宗方へ
際の際打果し可なりとの文渡りし中若部への
其義を相止りしの一揆たる様一令せ氏々の軍
一揆

乃りて其跡より政宗様と稱しと氏々を打果し一揆の
および討ち死せし事約へ掃落可成との相後を以て
病氣と稱し出勢延引し氏々も其後心付を以て
政宗様と稱し出勢延引し氏々の城とも子達家取
政宗官汰の城と書紙の文を以て意くお知しし
後即遣正長政ハ若部郷の令りし甲斐信濃
の土地を以てし故郷より赴き駿河の府より
一揆の交を聞くとありて故一先江戸表より
御城へ往りし家原の思と相伺ふ事長路へ
以て作用ハ奥勤一揆の級氏々より治進有と云
治進加勢政宗も出勢可成と云ふ先子の義

之河守秀康神系武將を捕とせ居て外法現たる支那と
調へ只今も七氏々々の一丘在りて其下と仰り
致しき後其の先導とせ下りれ可御る所其の依り
長政の八孫りり其後秀康の侍前とせし石田三
成も其下り今度奥州一揆増起り御りも其の治
進形が如馬可有この致もしく先陣清原中納言秀次
の八子とす内由南地へ先陣可有しく同沙約合せし遊一
御り中より一 家康の御用遠我等支具助の御心
御りしく結城之河守神系孫長八先導とせし遊一
致も其の先導の者陣とせ約とも可く出馬せしむべき
を其の先導の者陣とせ約とも可く出馬せしむべき
是より水戸へ相城依行義直へ出馬せし御り可くあり

其と其後一真一具助へ其下りりし中上段御り御り
沖陣觸波作付天正十九年正月五日出馬遠岩村の
城守一沙五陣は成具助の治進と仰り遊政系ハ
家康の沙中向可成との趣と仰り其の報と遊まんり
たゆ浪理長政の孫陣へ其誠一力の御り可き方と陣
中其の陣心ゆき其のえり中進野心其のハ家康の御り
家老の内今一人も其孫氏方へ其令しし沙約合の由
揚子身其方へ進みし行合も家老の人生の御り遣す
其の氏心先と携へ其川の城へ其陣波一依り其御筋
一揆沙は相止身長政ハ二本御りり其孫長八使者と
て其御の先沙治進とせし遊一其早沙の馬遊りも其御り
その御と其御の城へ其御り其御り其御り其御り

取もろく御陣可致らむと成正月十日は
沖御陣は遠公妙と聖十守の尾初中絶云考次奥初
倉向うして武虎の府中へ老陣者之と
府中へ少紙は遠公初家も存付あり取り公自是故
津ありき可致るは作談いとあり

一 同年潤正月
彰徳公関東沖入國以後初ての沖上
治りしは戸表沖首途は遠國十の沖入派は成の紀蒲生
氏卿と會津相領の沖礼りして上京り沖是京中毎
なる系系馬は遊いとあり

石川と云今の節 彰徳公氏卿へと津城善徳の父と
沖是の遊は守氏々守と云ハ若石時代より去津の
城の父ハ遠公其く云居よく有と云と今なわ城を

切し源貞一と云不肖の初と奥初の押へると有
之遊公の加思しは御りりへせめと云居城を成
と見若浦うううわく致して下りし徳徳國の城
頃の善徳の拙子と云系合り妙と毛利輝之の妙味
善徳初唐鶴の城善徳の拙子私んよお付いと甘
會津の城お卯郎と云廣鶴の城と似寄ん
妙よれと云とありしと云いとありハ 彰徳公
は用を致しと云居城のたおと首ハ城との力と
お徳の心はと可致るまよおと始り二三まとの
申物の父ハ城夫倉等の父と也と念を入まよ
波の父およと云の曲物の父と一二の門東形等の
父ハ城の善徳と云居やと云善徳と云居

重なりしはむけあふは地持への城守との義は共
心城とさへ改まらへは意用の節も出来りとのか
まは事ぬはふ成る但しよくたなへりうは長
城のうけ事く有は用よたぬ物よしは鑑別唐鑑
の如くは郭まきく城を掛たまうされはは方ひ
りるむはは相承津正らふあましく相勅志貴の城
よ改し重なる多門夫念とやとのハ二三の曲輪内
をともハ改し重く一城と謂はれる物よと有る物
改らば氏郷宗郎より始りて共前方好と改まら
惣郭の城の義も相止に之のたはハ城を掛所とよ
多門櫓とまらるる事この義も有るは内は氏郷記
ありは城書後相止に只今もむり會津の城とのた

よハ城夫念と重くは内浦生家と有るは後解物
浪野因幡守あり物改あり

十時

天保四癸巳年正月十日寫之

中村直道

落穂集卷之六

一家康云ハ三月下旬沙留府に遊ハルハ六月初の法興郡南
部大庄守史信直親類家光小九戸惣理ト申者主人信
直小對一進忠ト企テリ九戸ハ一味の族多クシテ信直
自力ニ鑿リ難クシテの風俗ニ依リ奥州ハ沙留向の義可
有ク同其用宗可仕者沙津觸江作公今及ハ沙留向の
義ハ法城秀康ニハ神尔康五ト相傳者江作後在南
部表の義京約ハモサシハ今ハ秀吉郷ハモサシハ義可
勢ハククハモサシハ今ハ秀吉郷ハモサシハ義可
沙留ハ浦生民郷ハ同國の義ハ今ハ先陣なる事ハ
似ハ沙留と云リ夫度の義ハ今ハ下向ハ民郷ハ加勢ハ
秀吉ハ今ハ沙留長政秀次ハ今ハ加尾吉晴ト云ル

の系其用へ有るに依て 家康も井伊直政を以て氏卿
加勢よ此作付有る直政早く奥羽へ下向す 家康も
七月十九日江戸より出馬は越えんとし氏卿は手勢二万と率し
七月十四日會津と出勢あり淺野井伊堀尾加勢三人の家は
直に南部へ赴けりしより九月廿日氏卿の先陣蒲生源
兵衛 同忠實の九戸の穴吉井の城と圍むるは又進後小
城中より去むと放し ちふ小を防ふ依て佛堂門
忠實のうもこの者故多敷記と遊り其日圓在落と以て
氏卿誦備ありし中付れり城兵等城より出て右在落備と
切るんこ波を以て幸しく討つ一人も不殘を討ち九戸は
一味たり根吉利の城兵穴吉井の城と救へたり三百餘計
うく馳奔り此は氏卿家牛田丸中督と知り其外門庄

寺村赤梅原新園上條あり云のる者掛く鄭まらんハ
百十討道殘兵等穴吉井の城へ逃入と幸し右の者穴
吉井の城へ責入んは此日井伊直政は氏卿と勇と争ひて
軍功とをせ淺野津正堀尾節刀ハ揃子へ押あつて痛く
攻撃られ城兵悉く殺し骨を散り落城と相見へられ
晩日よ及り小依て四方の雲を以て勢と討揚る早天
より城と責めくへりし其日寄りの法將のちへ討
捕り此の首千余級ありしは又其初年進後之賊將
九戸正真を淺野長政と陣へ入り主人南部信直を斬
安堵可致作付致しハ降系侍り城とぬ渡しし中し長
政もと諾すり小依て賊兵等城と長政も後を長政賊の
正真柳川ありとこの丸へ呼あしと昔兵と討て城兵は百

人と去倉へ上置大と撰テ悉く焼殺之此市申納言秀次三
の迫り着津の如く津野長政南部表神徳の功と遂テ
井伊直政相俣小九戸柳川等と申連し着津し之宛を
井城責の非終と申連し與人津糸の着の義ハ當分會
津へ遣し氏卿と稱せし秀吉の津指富次郎より可申
ゆの者相違り如く秀次申中ハ秋等長船下の名候し
下向のハ市部相俣と申すの義とく九戸柳川與人義ハ
之の迫り着て成敗有秀次ハ家康公ハ津相俣と申奥初筋
の制法と定めしきあり牛衆と遊覧して飯津有
家康公ハ八岩より入り古河の城ハ市馬と申入十月廿
九日江戸人市飯津遠とく其は秀吉のハ本村伊場兼秋
自分領地の内とく着りハ一揆と遊治行交市成候不

和く有く領地と取放り伊達政宗一揆の悪徳へ内色
申其用へありし付く本領と成して本村跡高田左衛
江移政あり本領初筋長井郡奥羽の村塩松伊達信実
新田と申く氏ハ今度奥初筋と申す軍功の褒賞と
是と申す干時政宗自分の四領悉く氏卿へ加意の地と
相渡りし心印と申し且又其方一揆と一味の義も氏ハ
津へは依ての義ありし且ハ換り且ハ如く心と申く四領
伊達信実等の所と申す一揆と依り氏ハと誓ひ討ん
るは御り如く政宗より家入山向ハ其藩内職と申入
の若く主人政宗より其氏卿へ属して右の令と告知を
され氏ハ時日と不後人教遣し悪徳の漢本と申捕へ所と
於て執書渡さ依て氏ハ領合程なく静穏候と申す

一 同年三月九日秀吉の命、國白織と尾列中納言秀次を懐
つ其力の太閤と伴とて、専ら朝鮮征伐の爲めとて、沙路
せしき並に山羽小幡山を新城と稱し、松尾所と可被
波の方共所法有りとて

一文祿九年の春秀吉の命、朝鮮と征伐せしむるに、其の
家康も二月二日江戸より、神原康政を八木崎に
残り秀吉の命、用等来りり、此より、此作有いとあり

一 同月十九日松平下野守忠吉を武列志の城へ、沙路りて
先主松平主殿に、家康より、下総國上代の城とて、下其後
又同國小峯川へ、城地を被作有

一 同年三月十七日、家康より、京都とて、沙路、肥前國佐賀
所へ、沙路の命、伴達政宗上、秋、系勝、北行、義宣、南、部、信濃

等の國、東大倉の義、家康の命、沙路、高と、修、り、ま、り、あ、り
秀吉の命、沙路、高と、修、り、ま、り、あ、り

一 同月、百秀吉の命、京都とて、出陣あり

一 同年四月十日、朝鮮國の先主より、加藤、守、斗、清、正、小、西、長、
津、守、所、長、を、後、居、と、出、陣、し、て、朝鮮へ、渡、海、す

一 同年七月、肥後國より、於て、薩、島、の、役、入、梅、地、守、高、直、と、申、者、
清、正、の、長、あ、る、の、由、と、報、ひ、一、揆、と、爲、す、の、間、名、後、居、へ、渡、進、
有、之、自、法、野、名、守、長、又、津、正、久、入、報、と、申、連、き、一、揆、
送、派、し、て、肥、後、國、へ、可、被、向、る、秀、吉、卿、に、申、渡、別、家、康、
所、へ、秀、吉、の、命、申、上、り、た、京、を、又、改、年、奉、り、有、之、は、自、所、家、人、
お、多、中、務、と、申、相、原、法、造、な、る、類、中、の、忠、勝、も、年、長、と、一、不、
も、爲、向、可、者、の、支、度、の、如、し、一、揆、の、後、本、梅、小、と、謀、罪、し、

疎家悉く退散の支は進有りと云ふ人加護の支相止むと
あり細く細く京都に於て大政所初集上切の由申す
五月秀吉々 家康公入京申す此帝朝鮮征伐の病中
と申すわろく慈母の疾病と有ハ格別の変ふはる秋等支
小船に乗て早く参り申す間朝鮮征伐の叙ふ於てハ其
許の志取計は徳也言ふ可憐極む程ゆゑ此上法上ハ
なほハ何れの手交たりハ海路遠く隔る秋等方への
志相後と有ハ及ハ申す申す申す申す申す申す申す
有義ハ志取用も知も爾も其元の心一を以て申す申す
あつて是可憐ハ後節浮心と云ふ其外の由も及ハ申す
大納言房へ叙し申す叙し叙し叙し叙し叙し叙し叙し
六月十挺三の同船ハ初集上京法取と云ふ 家康公へ

志直法取申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
志申すと秀吉々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
一同年四月廿七日京都に於て大政所題去の叙はる者へも
相聞ハ申す 秀吉公ハ八月十日ハ申す申す申す申す申す
此後ハハ秀吉公ハ悦法ハ科京都申す申す申す申す申す
秀吉公ハ悦法ハ權中納言ハ申す申す申す申す申す申す
と申す 備秀吉公ハ十月二日京都と云ふ申す申す申す
澄庵へ下向の申す申す申す申す申す申す申す申す申す
一同二年八月二日 秀吉公誕生の由ハ後申す申す申す申す
と云ふ 秀吉公ハ申す申す申す申す申す申す申す申す申す
家康村家申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
秋等公ハ在陣ハ不及申す申す申す申す申す申す申す申す

或と取持けりとの致るべし進付交淋可戸のるあるの
致も損く沖の致可成るは中並又以前のおく山縣
宗て上京の致いとし其後 宗廟もも名後屋より
沖と海法成りぬ亦く沖と海沖岸方法成り間沖の國
ありき可成る秀吉卿は中身宗部と馬と成成り人
沖の城と遊りしと

右名後屋沖と海の内の致と此末小記也

一 朝鮮國在津の倉中より海進法中は此表の長何とも粉
骨と長し新の軍あし味方勝利と成りや有るは
朝鮮國より大明へ救ひの兵と成りしは月と大のより大
軍と成りし進く出處可成る其間へ有るは若くは有
之し於ては味方の人数不足しと成り候の事つひに

成りあうと有るは知く秀吉は勝ま有るは名後屋在津の
法得と振き集めては中は朝鮮在津の面く大のより
場小對し味方人数不足しと成り候と有るは有るは
物支亦は加勢と造りしは多くまての一事名後屋致
源海致し明國の致は不足し天竺とも成り朝鮮一
味の國とさへ有るは悉く切捨へしと成り名後屋致
候もは致く源海致を小於ては北國奥羽の軍勢とも成り
かしては石可成り成りしは今度の致は者も源海致とも成り
備致等朝鮮在津當りの致も成りしは戸大酒言成り成り
至る間國白秀吉と成りしは中身宗部と馬と成成り人
致く是の利家と成りしは伊達佐竹南郡杯何とも朝鮮へ
源海致し外國の軍と成りしは一戦と成りしは是國の武名と成り

ゆゑに有は生来の大業たるのをもとに於て時 家康公
は作はし今度園東と出陣すより以来若し大周朝鮮へ
渡海ありとも我も有るも於ては我も先達て渡海を
覚悟と以て相懇の人ねとも石連當所へも法も先達
て者陣法をも有るも其心掛有くと以て我も好む我も
在國より送果効の存中とも朝鮮渡海と有る中よ
我も一人て相談を細きるも海を元手致向と有るも我も
我も先達て出陣せしむ八竹不りもるは我も好むあり
まのこのけりとも大周法も八竹其行も我も好むあり
り我も送宵ありとも我も又も道法もえよ八竹合りも有
て不興致されしむ 家康公も今度法も大周法も
勝る有ると我も八一度我もありと我も法も人をも

われ送宵ありとも我も天下の政務とも我も好むあり
一合も相合りも我も好むあり 家康公も大周法も
く身帯も園東も擲りとも我も有るも其元の時も我
我も送宵ありとも我も有るも其道理も大朝鮮渡海の
我も武士道も我も好むありと我も好むあり
とも我も清徳も我も好むありと我も好むあり
其元の時我も好むありと我も好むありと我も好むあり
と我も好むありと我も好むありと我も好むあり
て作致されしむ大周法も不興有ると我も好むあり
くとも有るも我も好むありと我も好むありと我も好むあり
中へ進みぬく 家康公も好むありと我も好むありと我も好むあり
海の端も我も好むありと我も好むありと我も好むあり

威心伝者より入と云る事電ハ人ハ初らんと申す
只今と云ふ西國中國の内も多きも達者なる侍の或ハ
大方朝鮮陣小島之國ハ或たわくは威られ又も今度
大岡寺自刃計と云ふ事なく北國奥列島の軍勢と云ふ
僕ハ朝鮮渡海と有るはして日本國中派人あるは威
られの節と伺ひ申國より日本ハ懸掛り又ハ日本の中
まとも所と云はれて大さゆり一揆かとの報り申る事もの
ても無くはれ節ハ大納言渡り一人の事報或は可成ハ
必くよと云ふ事昔方と云ふ事成よりハ一向朝鮮ハ渡海
うれたるとも増されの事了當ハ少む申掛たりハ渡海
或と始め其覚悟と云はれは極ハ大岡ハ一統ハ一統ハ
ても申付はやくん只今の様なる事と云ふはあつて申す

掛くと云ふ布の事と大岡用ひしてやの澤正と云ハ
ら小瓶の事と云ふ事ハ何と云ふはれハ申すと云ふ
掛られは澤正の事ハ其え極く極くとも申付はやくと
の中ハ別義も極く好年打續たる兵礼と天下の人民
困窮よ及はれ北條家も退治以後出陣奥初とも云ふ
入られ日本國中一統の事ハ法人鐵橋の事方とも相
忘れ申掛たりぬくの事仕立と云ふ事肝要と可成妙と
れの高心付も言はれ日本ハ何の科とも不仕朝鮮徳成
と有る又ハ法人も事方と云ふ事は成はれを云ふ元
極の事中心より出る事とハ渡海ハ不極を云ふ依て極
ても申付はやくと云ふ事ハ能く申掛りあつては澤正ハ
昔も申付はやくハ大岡と云ふ人立後あり已に高介若く有る

聊たの物もを掛くまのりゆりかひて織田常具本回利家
兩人とて押へ留め淨正とてまねかへと常具は淨正に耳
もも不聞入此年寄に命惜くも不存行旅よとまねか
物よあられたり旅ゆくと秀吉郷の側へすしと秀吉と
家康を流覽成淨正勝もへと被仰付徳永壽昌有
馬法印屋とまて淨正とて江上理おぼし勝もへ因道あり
ゆり 家康もへと大岡よの寺と論ハ聊へ成秀吉と長
政う喧嘩あ成て長政大岡後海の所也と相告とて其後
長政ハ病氣と稱して出仕と相止頻小徳吉の介別とて
有之ハ如く其相も肥後國より梅水一揆の役進有く
其後野原家より長政率たりとて其後相向り
たりとの叙とて一揆退派の主將と稱しはり付は故よ又淨

中も是非なくと勅かて衣の報徳永如雲母覚書紙
面しゆ雲母若名とて初作とて淨正名後を主津の
節も供侍りたりとて

一 名後を流す 家康を流す所の所は清水の浦と流す
処有く其清水の側ハ山とてけと書人と相告おとの陣
所あり水汲よ其書人相告て水と汲中かくは成
時日懸有水の浦わく成後印あり其水汲よは汲せ
りし如く加賀大納言利家の陣所あり水汲十人計来て
水と汲有書人を流す制ハ先と用ひは却て難
言よ乃ハひの牧書人を堪忍仕物語ハ流成は書人仲
向の小人を相知り汲せり水ともは一帯ありとも
汲せよ書人を流すくゆりて双方の中間をつらみ今も如へ

加賀の家の中のものゝた敷葉の只今とも汲ある水の裏に
毛形好なり人々しく中身を喰籠とる内々加賀方より
上下を現すに加賀はるる中陣中へも相寄へんは河変
といふお説もくと池をりるに加賀勢も出ると又言り
程なく双方の人較二千計もあり鎧長刀の類をとり
刀脇指を振りつけて既も勝負より早の言はれ相見ぬ
中陣所の内より本多中務柳宗成部松平親象右之へ
次信書は目付中打交り去りお双方の中へ刻入喧嘩と
制止せり中も本多忠勝ハ浪子城を評巻りは波
柳宗成政ハ大恥おきくと去りぬとこいといふ其時中
物即ハ勝部半程浪色忠喜 有人中頼之の鉄炮同
心よりた石連喧嘩の場へハ不約して加賀利家の陣

所直ぐ押法供のあ力同心と主並へは皆々身共外の抱
頭中の氣もぬくと馳奔は後後屋中の騒動と法
成利家方よりも馬くとも入へる向く早馬よく馳奔
此日の中家老中目新ハ喧嘩を制し告物も相見へ
いふ程なく御り双方たは追別と事奉り相見ぬといふ
其節 家康もハ中陣所の亭に於て喧嘩の始末を
中見遊士は成りた兎角の言も言はれぬ其
沙汰後柳宗成政中へおのりハ其方中陣見せし
秀也より這こはる越はる馳走の御孫に喧嘩をさせて
見せしハあさ小寄とわたりなく皆作して沙汰遊士
由右水場の御中大岡の用もをりしやあり程も
なく利家ハ陣所皆は中後といふに右後屋を陣の内

家康より中園遊遊秀吉より吉野より真小高野山へ参り
弟の身 家康より中園遊遊而故京後伏見城秀清
而見分遊遊松平重康分家志と居る其介を其の向へも
因事より上りの人丈は油断おはれし可り付る故作後

一 同年九月秀吉の妹として 家康より而息女北条氏貞の
御後室西の郡孫子交池田之彦の輝政方へ御再嫁遊遊之
一文禄四年正月十日秀吉の申す駕して 家康より製樂の
御館へ其際有御中参遊遊成 家康より白浪之旨被御
少袖百綿千把之文鶴八百反襦音指長元の而左刀御馬一丈
秀忠より白浪之旨御少袖千把被御布百端御馬一丈徳城
秀康より少袖千把の道秀吉の御送りなされしとあり
一 同年七月初の比園白秀次御叛逆の企有る旨秀吉の御用

よ達しより坊間遊遊の而御御用をよと製樂へ達し其
実山と相遊される秀次種々陣し弟のいた秀吉の教心
相止不申の故秀次は自力御見へは若かりなきの趣りと被
中念のいた秀吉の兼月書く旨是非御館遊遊は秀次の
家人たお後被一幸ひ汝方江戸中納言及在京の取られ
何となく御おきまて人領は御並れは若先急難と御遊遊
なるといふ御書角よの園東へ相遊へ江戸へ御言及上京あり
まねあつし御身命は遊遊し御別業は有る可敷
若遊り御秀次は遊遊し御有る御御八明早朝 秀忠の
の御方へ使者と可敷紙と有る御書御中御見より交火
急の御告知し御有る御書御相遊遊り御半の比遊遊
成秀吉使者と御遊遊の御書御遊遊の御遊遊相遊遊

山あり青岩寺へ入て閑居の〜も年月日あり教生禁制
の言野の司よ〜(力命) 於てハ善も有く乃教うと諸
人積りの介同十のり〜あり秀吉の命うと相合は
傳つち又福永在馬久池田守守之入堂山〜と奥山と
人〜途〜其旨と述秀次ハ終〜自給あり干時廿在部
流宿守乞と父清〜其力と以て身〜殉死を山平王殿廿八
不破万作廿八山田重部廿八右殉死と遂り又東福守の
僧際西堂も殉死を〜乞まり以後高野山遺科屋の
法式ハ極まひとあり

一今日 家康も秀次進謀の教、月市上京可成と
有く、早表御教駕う〜同女四目付見へ、中者藤秀
吉々〜而對顔成ハ此遠路の新早迷、而上京の段、而

上京の段、而厚志満悦不後のも、中述の上秀次等、の
不効、而今迄の所、約か〜而物、終、中、あり

一 同月、毎日秀次の而、息達、男子、又、正仕の妻、廿余、人、難、車、小
當也、治中と、河邊〜三、京河、原、於て、難、色、友、の、子、掛り
悉く、物、害〜秀次、等、二、子、の、首、妻、た、廿、余、人、の、死、骸、と、一
所、埋、其、上、石、と、之、高、生、塚、と、号〜今、以て、有、其、節
秀次へ、忠、奉、と、進、め、り、而、の、父、或、ハ、物、害〜或、自、殺、
又、ハ、法、衣、名、方、へ、預、け、成、家、康、の、而、方、と、一、柳、在、庭
將、監、而、預、け、成、と、あり

一 同年九月七日、秀吉、河、津、井、備、前、守、長、政、う、傳、と、以、く、卷
如、し、秀、忠、へ、嫁、せ、り、中、あり
一 慶長元年、六月、十日、家、康、の、内、太、后、小、任、せ、り、と、同、十日

沖松園誌

一 同月十日秀吉の息男捨丸千時推中納言に任し秀
頼と号す秀吉に父子車駕して参内あり

一 同年同月十日の夜子の刻才の比ち地震ありとて大に
裂て水滄が京儀の大地屋巨宅とありあり裂てのものは
粒と不知洛湯大佛の像をもも破裂す就中伏見城中の
地震強大屋屋倒るるを上福女房七十一人中若下女の類
の百余人損死を以て 家康公の沖松園の内にも所々
家多くと家入加之凡集入正とて打きて記す

一 同年九月今度朝鮮國と和平の歎あり大明日より使者と
以申歎え書翰の経秀吉の心小不意其と朝鮮國王の太
子來耐なきと歎えあり其後若と歎え一再び又朝鮮

國へ渡海の陣獨とて沖松園に依て京儀に於て實も後野
長政うしりたるはく人同へいれ程とて解付るると相見へい
と申して貴職をよこすゆにあらはし

一 同十月廿日 家康公の沖松園に御宗秀とて宅
沖松園と遺恨有く打果し双方なき者たに於て時宗秀々
老父之節節節の父入道とて宗吉と名付世評氏節の掛り
たる老後の悲歎不復す 家康公の沖松園に御宗秀とて思
わ下総國に於て千石の地と宗吉とて宗吉と名付法入をと兼り
傳へ 家康公の沖松園の夜と感し奉りいとあり

一 慶長二年正月廿日有加藤主計頭清正小西格洋守行長總と
解く再び朝鮮へ渡り其外の花軍勢の父八二月より出帆と
て有秀吉とて沖松園にあり

りぬる所前へは其方浦はきり浦雲林の抄と申す所より其
作閑浦の抄をくお領は作付浦版はらむ月日別柄毛と
みまて同井の付見へは版浦抄抄并醫師中より言
上の報をく申すへハ 家康公の介をる浦版地とて海
邊の道とておきん版浦版感と遊んといふ

一慶長二年正月百 家康公の作付浦浦水は橋立
浦社系遊の付浦依の侍中又者と志版の浦版有るは月
浦版中のふく不審とまといふとて浦版相と浦版法
遊の付その浦版法の由人といふは其子細とゆる若とといふ
といふといふ浦版は浦版と浦版法遊の妻女一首の報を
報見るとの由とて海日浦版あり

或るりちる宮古の報ハ報果ては吾妻の抄を

代といはれり

一同年二月九日浦生藤之節秀行親父氏々々秀吉より其
P付の傾知の分悉く報放り 野初守都宮より於て十八
万石と報り所報と有るは月會津の大家中上下肝と
潰しとまきふ迷惑はといふ

右秀行所報の報よりてハ一版有るは報等来り及びる報
書記といは虚実の版いふなり

氏々の家系より浦生田部を浦と申者有るは此者元は浦
年入より氏々々浦生田部を浦と申者有るは此者元は浦
見入其は報浦の走廻りなりといふは有るは月音を報と
氏々の心よりけいけい報と報と報り氏々々報と報といふ
田部を浦と申者有るは報と申者有るは報と申者有るは報と

付今時縁家老なりと申者の勅方とて氏々在宗の節ハ
毎な依後一上方より於く湖向掃部と娘氏々へ心奪く
出入依後と義の役人より入魂と後一浦生家より四部
兵衛とていつと有るぬく法人とてとや一とれた氏研ハ
良將たりと依て見取中より所と有る也や國家の仕度
等の義と後ハ四部兵衛梅ひや取付は成りぬ一幸
いぬと氏々不慮と死との後子良秀の代に成りぬハ
氏々以外の子ありとて以て万変留三蔵内とて親ひ
申す一七八は成りぬ有る衣の四部兵衛或日以上方表の
公也とてお馴いと幸と有る卯との家老たハは梅ひ申す
ぬく成りぬは四部兵衛成りぬ申す増長波一抵後たり
梅ひ申すと有るいぬ在宗有てまハぬ何と申す或と不在成

いぬと申す後一と申者先ハ氏々代より會津惣奉行と
有る幸と後義とて仕度方と有り是有はと四部兵衛
波一と申す一と有る義とて見取と浦生深庵の娘也
其節の家老たハ内とて四部兵衛所約不臣と今の色り
とてハ秀行成長ぬとて自刃仕度小は成りぬとの義と見
末受とぬと申す中と申すは四部兵衛と申すりぬは舟須頃
とて是のち依七と申す兩人より付ハ在宗とて親義波一と
ぬかり義記とて惣家老たとい入は成りぬとて是海
あり舟須頃とぬり義頼の家老た三人依見へぬ
よりと義頼とて成伏見の城に於て大岡直小裁許
ぬとて是の義も在宗の法を依後人者列たの中へ
ぬ方とらぬ一親父の刻御邊の中ハ氏々在宗の内

未若年といひや家中の騒動と徳め兼て義の沖
裁許と徳めくるといふ奥筋の押へと有る要樞の地
といふ者なきとて有る如く成りゆく宇都宮へ所
語は中村其徳と上杉宗勝と終り大勇はたえは中
いと有る是皆を同成り才覚を以ての致し其子細ハ
二成邪智と云く分別致しハ吉岡の病氣とてとも
情氣と有るハ有るる布衣の記云ありまは跡とハ我々
天下の権柄と称りぬくの況やまは成りまは其のとも
無くたれぬの節の邪魔とありては中ハ 家康云より
卯ハハ無き跡と 家康云も蒲生氏ハとやう記方人有
之交され別して六ヶ敷おもひぬれハ枝葉と折て後
其根とあり有後ハ何とてと氏ハと云ひハな

このある思ふと云く氏ハ方へ家康は同前ハ心あり
か入は江流の押致し中村入と云くハ懐けて毒細と
中命め朝業の湯小ゆて毒常とありてハ中村共毒と
あり方氏ハ程なく横切して記云智見男藤之部(家督
と相違相違相違の記云常義代見へ登り家の用度中
三成方へ心奪くか入はりハ依り中村常久人と成りと考へ
いよこ一考ハ利害者ハ相見りハとも必竟迷方キ一の
大驕りといふと有る云と三成徳ハ思知あり目と掛ハ
あり或時相違向押致と云く中村常義三成(中入ハ蒲生
家ハ卯の家と違ハ家光分の考をね事有る何事ハ
より江打岸と相違はりぬと有る中村常義家光の中
ハ利害者たてと云く我々と考くハ何者も有る又

一向の正分判若杯も有る身やと波しし相済の場の兼
以たる交りとも同く有るは秀約成長治政などの義は仕
家也と有る一兩人も云義あり所指人を以別よは作身
はわん杯も有るは奥別を押へし有る家柄の義を
も有るは八万一の義も別本の節秀約義軍よは八万の
相済時の中間ありはものも悔入しし中達しは八三成
用てむむ扱の義も後合秀吉の如何杯も扱成り達し
或外との家をも人お済治りも不及も方一人の了簡は
一切の仕重あり付杯も有るは執と一通り書回しは
秀吉の未下と押して四節書も送りは故在のひ入治政の別
其未印と有るは付四節書も送りは故在のひ入治政の別
治政の義成りしは諸義成りたる大也と有るは身互に相

所相子も有るは心裁り杯も上扱義勝の長は直江山城
兼濟しし者八衣の四節書と送しし世傳の智恵も覺し
人の勝も武道も達ししおて大義なりし是世傳の者
有るは交と二成兼り配り元味知人の義をわん念は治
心寄く成て後立礼揃しや交と初め世傳の者をも拂ひ
除く所も治り兼書と相違不の跡治政の治りたるは
命より治りし入魂の成り日は治政の義なりしと云ふ
是方の助力は治りしは交をり所なをもとてひきす
も相済れは直江中なるは私交と人と思て其評治政ありた
るひ力命と果しは色頭といひは治政の義なりし兼勝
只今の通り少ありしは交の用も相違し治政ありしは
て百万石以上の身上と云ふは治政の徳川家柄へ

多向ひ、不仕威美、みく、中と成む、心付、何れ業勝を
ち勇、病、な、物、より、事、起り、衣、の、謀、斗、よ、及、ひ
秀、約、不、智、の、四、地、と、悉、く、京、陽、へ、中、あ、る、人、の、衣、の、教、ハ
関、東、赤、河、一、戦、の、初、り、世、間、に、於、て、秘、法、は、信、徳、永、如、也
秘、書、も、有、き、い、瀬、河、掃、部、氏、々、(毒、と、烟、ひ、中、有、き、
分、て、或、時、 亦、原、を、赤、河、方、移、り、と、い、わ、る、瀬、河、
掃、部、細、前、の、赤、河、抄、を、秘、集、め、持、集、法、と、い、の、作、を、悉、く、
抄、集、致、り、六、七、本、計、角、へ、入、り、之、を、と、り、た、り、第、の
所、より、赤、河、抄、選、秘、法、の、秘、法、と、い、わ、る、赤、河、身、備、八、氏、々、へ
毒、烟、付、り、し、中、世、上、沙、法、實、美、身、掃、部、教、と、い、わ、る、者、の、
思、ひ、も、有、き、或、し、赤、河、抄、思、ひ、も、有、き、赤、河、法、は、信、と、い、氏、々、
と、い、掃、部、方、と、い、毒、烟、は、逆、中、た、り、と、い、心、付、と、い、き、其

前日伏見の城へ上り、まゝ赤河大同り、髭須と出、一、以、
一、つ、り、合、ひ、は、赤、河、身、着、毒、の、入、り、ま、ん、ち、う、ま、も、有、き、
心、付、中、に、い、や、病、中、の、詠、奇、

限りあれ、八、次、も、も、花、ハ、教、と、い、
心、せ、り、ま、い、春、の、山、風

- 一、同、年、四、月、朔、赤、河、身、利、家、從、三、任、一、推、大、納、言、任、也
- 一、同、六、月、二、日、大、岡、の、病、氣、重、一、か、う、さ、ら、其、赤、河、の、り、 家、康、の、
秀、忠、公、其、在、京、の、法、去、名、城、を、登、り、て、病、中、と、い、相、何、法、贈、各
快、氣、の、段、を、見、末、の、名、を、と、り、ひ、と、あり
- 一、同、月、十、六、日、の、夜、入、伏、見、中、故、多、く、して、野、訪、は、信、と、藤、教、通、の、
左、宅、の、赤、河、身、上、市、と、い、く、伏、見、の、赤、河、身、へ、馳、集、り、赤、河、身、
赤、河、身、(赤、河、身) 家、康、公、井、伊、直、政、へ、は、作、用、の、ハ、此、野、訪、ハ、當

新の驛とておきし一京郊の方と西貨成の...
坊も無きの入を室のあつらひ...
へよの作舟自致自為馬...
由く成成社殿と物解小有...
以内は依之中の驛動と相...
只妻よれとちと...
其以治治大佛殿の本尊...
國より古光のゆ来とのり...
ゆ来ハ花治と...
つと...
姫...
まゆ...

情と見送りと...
桃枕の光り...
いと

一七月二日月の内...
天下の政...
天下の政...
天下の政...
天下の政...

徳吉院増田長盛石田成長末正家と以てお奉約と云作
付天下の大交ハお大交と扱へ一其外の難多に於てハ
悉くお奉約のお後と云く是と識す會し依又中村氏
堀尾吉晴と駒込世三介の交中絶と存あり大交お奉行の件
向に於て中から朱確執り存ふ交りとも有る節ハ是をぬめり
くハ其交を相へり中からぬはとあり

一月九日あり秀吉の病氣治まらぬ成り 家康を
並田利家と寢所も振きては中ハ我く病氣治まらぬ
まりの病快氣の候難斗受ハ此を治まらぬに於てハ暫く
病氣治まらぬ候下知と祈しと後野澤正石同治部
西人と朝鮮へ遣へ候也在陣の法軍勢と不殘候帆致させ
度交りハ此等朝鮮の拙子難斗ハハ若利致せと云

也あ人方より往述有るに於てハ西人の内一人後海ありき
朝鮮國刊くは在陣の法軍勢と一所に集りて大軍と云
大明の奴原と云ふふ切節一も云々と云也其後金と云を
在陣地と云拂中めくは下知と云は備利家へハ相
談り致りたとなす前病氣存候ありとも有る月兩度
もあひ内府へ申候りる有るハ兼利と云は月意也初
年の秀頼へ世と譲りは交り秀頼未だ幼年の事ハハ
成長の程も覚米かき其と別案かき成長候にても其氣
量生立の程も如何と是の心御りは乃秀頼人かき
生立候も有交とハ利家へ但せ並に秀頼幼年の内
天下政道の義も於てハ内府に申候り候も亦
御斗ハ有て候り候との遺言也 家康と利家ハた

も有る間今更の朝の間かの間入来あつても此れを
作遣はれ高虎義ハ沙羅より王略と共修支那と調
先刻の如くはくも昔長の考中しは月沙使者の仁法由
其取中よりハ 家康も沙羅と打ち合ふも沙羅相公の
影中へは作はハあの依後ち交ハ叔等竟いふとハ高虎と
中より若くそとと大岡の兄ととハ信とと三男ハ中村
ゆ経海之万夏も早きハ松子も若くも此を若き輩を
千秋の義と聞おとく後景の致ハたるう能くそとハ作
作とあり

此取と今秋高虎がうたがへた神ハたる若くも高虎
中よりハ大松平高虎の父更後親統の世よりハ取計り
ち取物保のうたがへる後野田備後買書の中より

有る趣とゆく書る

備高虎と名高虎へ中村の如く後野田高虎と信地と
匠高虎と高虎へ中村の如く後野田高虎と信地と
改心掛らぬハ浪自徳園在陣の西とより中村の如く
高津兵衛頭義弘薩島より大場と平ハ浪高虎
大明人とも高虎の一致ハ勝利と持極威と振ひん
足て大の人とも高虎の如く高虎と高虎と高虎と
時節も高虎の如くハ何と高虎と高虎と高虎と
義の月兩人とも高虎の如くハ何と高虎と高虎と
流のお高虎の如くハ何と高虎と高虎と高虎と
横以高虎の如くハ何と高虎と高虎と高虎と
其の趣と中村の如くハ何と高虎と高虎と高虎と

五月坊向長盛中より大岡原沖をせしむるは今度の
沙加路八十万石より内より一は社方布衣は名恒ふ仕
合ふて此社名とて其常治部お捕八珠の如く市酒の特
相見人の由浪野長政難修とて有るは由津永め雲彦
覚書と有る其後鳴津忠恒へ八四万石加急の地と
作後いとなり

一 同年十月初方の比より秀頼口と大坂の城へ御一可
中と有るは大坂城中の修渡掃漆等と申付法衣の指
屋浦等の文も其支なる者として供十月より御奉約の
西より 家康公へ申すは故大岡原なるこの沖原も有る
は五月當月中秀頼様と大坂の沖城へ入る事とせなる
北の沖原並浪原沖願いとて 家康公より並て沖原及

此人など御知なきに分るは遊む奉約初め沖向ひ法衣又ハ
御り大名威をたしむ故大岡原をあらはし同原を御り
作へは徳園への用字も此何よしたとて大坂へ沖原御り
た来し御との文ハ沖原御り可御と我等申すは御原
よりと此作は御共文相止いと有り

天保四癸巳年寅月二十有日

中村直道

